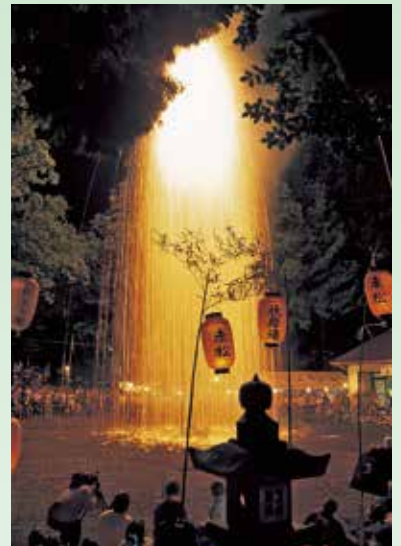


# 阿波の自治



2

巻頭言

### 百年つづくまちづくり ～生涯暮らしたい勝浦町を築きたい～

勝浦町長 野上 武典



5

特集1

### 平成31年度 地方財政計画の概要等について

市町村課係長（企画財政担当） 青木 秀夫 …… 5

### 平成31年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 大野 文哉 …… 8

### 平成31年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 岡本 理恵 …… 14

20

特集2

### 幕開け！ゴールデン・スポーツイヤーズ

徳島県県民環境部次長 森口 浩徳

24

地方自治雑感

### 「60歳からのキャンパスライフ」

公益財団法人e-とくしま推進財団理事長  
徳島文理大学大学院総合政策学研究所修士課程1年 小笠原 章

26

市町村情報

#### 地方創生の動き

#### 持続可能な循環型社会を目指して

徳島版「地方創生特区」 上勝町「ゼロ・ウェイスト型エシカル購買モデル形成事業」

上勝町企画環境課係長 菅 翠 …… 26

#### 研修生だより

#### 県習のmemories

阿波市農業振興課課長補佐 住友 宏好 …… 28

#### 雲の上ではいつも晴れ

つるぎ町農林課交流促進室課長補佐 三木 幸枝 …… 30

## アカデミーレポート

## 「平成30年度滞納整理の実践と徴収マネジメント」を受講して

阿南市税務課主事 柏木涼介 …… 32

## トピックス

那賀町 ナカドローンフィールド整備事業 …… 34

上板町 技の館周辺における「上板創生プロジェクト」 …… 35

## 36

## 若年層に向けた選挙啓発活動について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局併任）森 俊 貴 …… 36

## 地方公務員災害補償制度について

市町村課主事（行政担当）新 開 利 恵 …… 40

## 地方公共団体金融機構資金のWEB入力による書面申請について

市町村課主事（企画財政担当）松 田 憲 資 …… 44

## 地方交付税制度について～近年の主な算定方法の見直し等を中心に～

市町村課主事（企画財政担当）織 田 祐 輔 …… 48

## マイキープラットフォームと地域活性化

地域振興課主事（情報企画担当）小 山 大 介 …… 52

## 中山間地域における買物支援の現状調査について

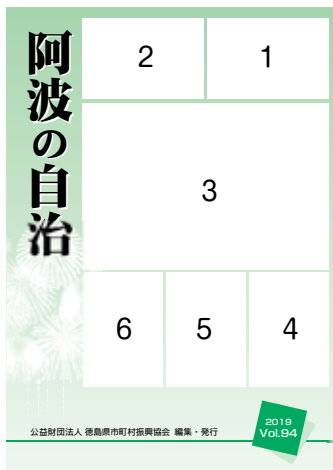
西部総合県民局地域創生部主事（にし阿波振興担当）西 内 義 親 …… 56

## 60

## 市町村振興協会コーナー

こちら編集部 …… 62

※執筆者の所属及び役職名は平成31年3月31日現在のもの掲載しています。



## ■表紙写真 美波町

- 1 ひわさうみがめトリアスロン
- 2 だるま朝日
- 3 日和佐八幡神社秋祭り
- 4 赤松神社奉納吹筒花火
- 5 薬王寺
- 6 由岐伊勢エビまつり





# 百年つづくまちづくり 生涯暮らしたい勝浦町を築きたい

勝浦町長

野上 武典

徳島県庁から国道五十五号を南下し、勝浦川に架かる橋を右折、上流へと遡ると両岸から山が迫ってきま

す。「どこに連れて行かれるの？」初めて連れてきた友人のほとんどがそう口にします。

しかし、その道を十分も車で走ると、清流勝浦川を中央に左右に開けた田園風景が目飛び込んで、「案外近かった」「小ぢんまりと開けたまちですね」と、一様の感想が聞かれます。

中山間地域としての表情とは異なり、徳島市、小松島市、そして、阿南市に隣接し、車で三〜四十分もあれば行くことができる便利さを兼ね備えた、ほどほどの田舎です。

町民は気候の暖かさと同比例して、穏やかで人情味にあふれ、恥ずかしがり屋でありながら人懐っこくお節介やきが多く、お接待の文化をしつ

かりと継承してきます。

人生百歳時代と言われる今日、勝浦町の魅力である豊かな自然、田園風景、そして、何



勝浦町全景（みかんと稼勢山と勝浦川）

よりも町民の穏やかな気質は、次の世代に引き継ぎ、百年続くまちを指しています。

## 進む人口減少、 少子高齢化

昭和三十年に旧横瀬町と旧生比奈村が合併して勝浦町が誕生した当時

は、約一万人余りあった人口が、平成二十七年の国勢調査では、概ね半分の五千三百余人となつてしまいました。その内、六十五歳以上の高齢者は、二千一百余人とほぼ四〇%に達し、これからも高齢化は急激に進んでいくことと思えます。

過疎対策事業による人口減少の抑制、地方創生総合戦略の移住定住対策も抜本的な施策には至っていないのが現状です。

しかし、何よりも人口減少、少子高齢化によってまちに活力がなくなり、町民の間に閉塞感が漂うことを恐れます。

現状をしっかりと受け止め、子供たちや若者が生き生きと活動し、労働者や生産者が意欲をもって働ける、そして、高齢者が安全で安心した暮らしが営める勝浦のまちづくりを目指していきたいと考えています。

## 勝浦ならではの まちづくり

農業の伝統を継承する

生き生きとしたまちづくりは、町の経済が活性化することと同比例します。基幹産業である農業を再興することは、最重要課題であります。

農業従事者や農家数の減少は人口減少以上に深刻ですが、若者のほとんどが、町外、あるいは県外に就職しています。

それでも農業以外の新たな産業は生まれておらず、依然とみかん栽培を中心とした農業が町の経済の中心です。

歴史あるみかん栽培から生産されるみかんは、他の大規模産地と出荷時期が異なる勝浦熟成みかんとして、ブランド化に取り組み、出荷箱を統一することから始め、デザインは市場にも好評をいただいております。



みかんが持つファイトケミカルなどの機能性表示や地理的表示保護制度などを生かし、大規模産地に負けないみかんのブランド化を促進していきます。

若者の流出による農業の担い手不足が深刻化している中、ブランド化の取り組みの効果が上がっているのか、ここ数年、みかんの販売価格が上昇しており、農業に取り組む若い移住者が現れるなど、明るい兆しも見え始めています。



みかん出荷箱 (品評会)

最近では、農業次世代人材投資資金青年就農給付金などの制度を活用し、みかん栽培や施設園芸など新たな農業に挑戦を始める若者が出てきました。

勝浦町では、みかん栽培を中心に農業への支援は非常に手厚く、農業に挑戦しようとする若い就農者だけでなく、定年などで退職後に農業を始める農家の担い手に対して支援する制度を創設し、継続できる農業の確立を目指しています。中でも、労働力不足を補うためのアグリサポート事業、農業用設備や柑橘特有の栽培方法に対する町単補助金などは、種類も豊富に利用しやすくしています。また、旧徳島県果樹研究所は、柑

橘栽培に特化した「かんきつアカデミー」として再利用が始まり、柑橘栽培の技術継承と担い手養成に期待が集まります。

町においても、県と連携して、農産物の六次産業化拠点施設などの活用をぜひ進めていきたいと考えております。

**次代を担う子供らに快適環境**

子供たちの笑顔がはじけるまちは、明るさと楽しさにつつまれます。

勝浦町では、横瀬校と生比奈校の二小学校の地震への備えと大規模改修が完了したことから快適な学校環境が整うこととなりました。

勝浦中学校は六年前に改築し、完成した校舎は、県産材をふんだんに使用し、自然採光や自然通風を確保することで、ぬくもりと優しさに包まれた学習環境を創りだしています。また、ユニバーサルデザインやエコなど多様な観点からデザインや機性能性が評価

され木材利用優良施設 林野庁長官賞、グッドデザイン賞や公共建築賞など数々の表彰を受賞しています。



勝浦中学校全景

多目的スペースやライティングガーデンなど大小様々な空間は、アクティビティやコミュニケーションを喚起し、学力向上のほか豊かな人間性や社会性を育てる仕掛けが施されています。

次代を担う子供たちが伸び伸びと学び、生き生きと学校生活を送ることができれば、ふるさと「勝浦」が強く印象に残ることと確信いたしております。



勝浦中学校内部

児童生徒の熱中症対策とともに、集中して学習できる環境づくりのため、小・中学校の普通教室全てに空調設備を整備いたしました。

今後、勝浦らしさを生かした教育環境の充実を図り、ふるさと勝浦を誇りに思う子供たちを育てることにすると考えています。

**恐竜化石や伝統文化を生かす**

平成三十年八月、勝浦町において約一億三千万年前の国内最古級となる白亜紀前期の恐竜化石が発掘され、しかも、化石の含有層、いわゆるボーンベッドであったことが公表されました。

初めての恐竜化石発見は平成六年、



恐竜化石 (最新)

次が平成二十八年で、二回ともよく似た場所で見つけたことから必ず出ると、粘り強い調査を行った結果です。

徳島県は秋から発掘調査を再開し、新たに獣脚類などの恐竜化石が見つかっています。町においては継続調査を支援するとともに、化石の展示や発掘体験などまちづくりに活用できるものと大いに期待するところであります。

また、わが町には、伝統芸能を継承する人形浄瑠璃「勝浦座」が活躍していますが、後継者の育成においても、小中学校や高校のクラブ活動の指導など熱心に活動されています。大阪の文楽協会の人形遣いとして活躍している町出身者がいることもあり、勝浦座と共演できる機会を計画し、伝統文化の継承に努めたいと考えています。

**信頼される医療を提供**

信頼できる医療、健康、そして、福祉は、安心して暮らせる町民みんなの思いです。

国民健康保険勝浦病院は、勝浦郡内唯一の有床医療機関として、地域医療を担っています。

しかし、施設は老朽化するとともに、他の医療施設と比べて、病室や通路の利便性も十分でなくなってい

ることから改築事業を進めています。整備計画においては、病院の正面玄関を分かりやすく、アクセシブルな利便性を確保、特別養護老人ホームや保険薬局など周辺施設との連携性を向上し、利用しやすい施設整備を図っていきます。

勝浦町では、町民の健康づくりを担う愛育班が組織されています。

健康教室や健康相談をはじめ、特定健診やがん検診などの検診事業について、愛育班と連携して取り組んでいることから検診受診率は県内でも上位に位置しています。

### 多彩なイベントで盛り上げる

住民が主体となって取り組む地域活動は、元気なまちの象徴です。

今年で第三十一回を迎えた「ビッグひな祭り」はNPO法人阿波かつうら井戸端塾が運営し、全国に向けて勝浦町をPRするイベントとなっています。

同時期開催の「坂本ひな街道」も、坂本グリーンツーリズム運営委員会が主体となり、民家の軒先に毎年趣向を変えておひな様を飾っています。

坂本では、秋に「あかりの里さかもと」や坂本元気ネットワークが始めた「坂道マラソン」を開催し、年間を通して熱心な取り組みを進めています。

三月下旬には、地元住民団体、生名口マンの会が主催する「勝浦さくら祭り」が道の駅ひなの里かつうら周辺で開催されます。



さくら祭り（舟下り）

釣り堀、舟下り、トロッコ列車をはじめとする既存のアトラクションのほか、毎年趣向を凝らしアイテムを増やしています。今年も、マスケットキヤラクターを四国大学の学生と提携して「セラシア（ラテン語：桜）」を製作するほか、たらい舟のアトラクションを追加しました。

平成三十年四月、豪華客船マジエスティックプリンセス号の来航から取り組んでいるインバウンド事業については、平成三十一年、香港定期就航便で、ビッグひな祭りを中心に三百人を超える外国人観光客の誘致に成功しています。

これら住民団体が実施する活動を支援するため、勝浦町活性化協会を設立するとともに、「かつうらみらい創生事業補助金」などで住民活動を応援しています。

今後も住民と協働し、ワクワクとドキドキの楽しいまちづくりに取り組めます。

### 安心な暮らし、安全な生活

災害が少ない、災害に備えるまちづくりは、町民の生活に安心をもたらします。

勝浦町は常備消防がないため、消

防、防災への対応においては、非常備の消防団が頼りとなっています。町内全地区にある自主防災団は、専門的な知識や経験に乏しく、大災害への不安は計り知れないものがあります。

このため、近隣市町との提携、もしくは県が進める広域消防への編入協議については、積極的な取り組みを進めていきたいと思っています。

平成二十九年度から救急救命業務については、民間の日本救急システムに委託し業務開始できたところ

### 道路整備

については、県道阿南勝浦線沼江バイパス三工区に着工し、開通すれば阿南市及び小松島市への利便性がより高まると期待するとともに、四国横断道路の小松島立江地区地域インターが実現しますと、勝浦町から県内はもとより、県外への交通が格段に便利になると確信しています。



沼江バイパス起工式

### 広がる交流と移住促進

情報発信は知名度を上げるだけでなく、地方での起業などにも活用されています。

情報通信技術の革新により、SNSなど情報伝達の高速化、多様化が

異常な速さで進んでいます。その波に乗り遅れないよう活用できる体制やシステム整備に取り組んでいきます。

地方創生総合戦略のうち、分譲地の宅地造成については、7区画を整備し、若い世代から需要が多かったことから、継続して推進を図っていきます。

### 結びに

勝浦町は住民活動が盛んですが、人口減少や高齢化はこれらの団体にも影響を及ぼし、運営体制の人材不足が顕著になってきています。

今後のまちづくりでは、住民団体との協働が必ず必要となることから、今後、財政支援だけでなく、人材育成についての支援も必要と考えています。

これらまちづくりを進め、生き生きと活気あるまちを築き上げていくために、住民にも職員にも中心となるキーマン、人材が必要と痛感しています。

住民と協働で効果的なまちづくりを進めるためには、職員個々の才能を見分け、それぞれの能力の向上、拡大を図ることが必要です。

勝浦町が生き生きとしたまちづくりを進めるためには、職員それぞれが能力を生かし、日々充実感をもって、伸び伸びと任務に向き合う土壌を創っていくことが、私に課せられた責任とっております。

# 平成三十一年度

# 地方財政計画の概要等について

市町村課係長（企画財政担当） 青木 秀夫

## 1 はじめに

「地方財政計画」は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」のことであり、同条の規定により、国会に提出するとともに、一般への公表が義務付けられています。

この計画は、人口や産業集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、地方団体がその重要な責任を果たすことができるよう、

○ 地方交付税制度と関連して、地方財源を保障する機能

○ 地方団体における当該年度の「財政運営の指針」としての機能

○ 「国家財政・国民経済等との整合性」を確保する機能を担っています。

## 2 平成三十一年度の地方財政計画

平成三十一年度の地方財政計画は、二月八日に閣議決定され、国会に提出されるとともに、一般にも公開されています。なお、東日本大震災からの復旧・復興については、平成二十八年から、被災地が自立し、地方創生のモデルとなる復興を目指す「復興・創生期間」に移行しています。引き続き「通常収支分」と「東日本大震災分」に区分して整理されています。

### （1）通常収支分

通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費が計上されるとともに、社会保障関係費の増加を反映した計上が行われる一方、国の取組みと基調を合わせた歳出改革が行われています。

また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（平成三十年六月十

五日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成三十年地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう補填措置が講じられています。

### 【ポイント】

「通常収支分」のポイントとしては、次の点が挙げられます。

#### ① 一般財源総額の確保

平成三十一年度の一般財源総額は、前年度を〇・六兆円上回る六二・七兆円（水準超経費を除く一般財源総額についても前年度を〇・四兆円上回る六〇・七兆円）が確保されています。

歳出については、幼児教育の無償化を含む社会保障関係経費、まち・ひと・しごと創生事業費（前年度と同額の一・〇兆円）及び重点課題対応分（森林環境譲与税を財源として



実施する森林整備等の経費を新たに二〇〇億円計上し、前年度から二〇〇億円増の〇・二七兆円)、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策を推進するための事業費等の歳出が計上されています。

また、地方税が増収となる中で、地方交付税総額は、平成二十四年度以来七年ぶりの増額となり、前年度を〇・二兆円上回る一六・二兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債は、前年度から〇・七兆円減の三・三兆円に抑制されています。

### ② 幼児教育の無償化に係る財源の確保

幼児教育の無償化については、「教育の無償化に関する国と地方の協議」の中で、平成三十一年度については、消費税率引き上げに伴う地方の増収が僅かであることから、全国により対応することとされました。

具体的には、決定された負担割合に則って生じる地方負担額二、三四九億円を措置する臨時交付金(子ども・子育て支援臨時交付金(仮称))を創設して対処することとされています。

### ③ 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

平成三十一年度税制改正大綱の中で、消費税率引き上げに伴う対応として実施される環境性能割(自動車税・軽自動車税)の臨時的軽減による減収については、地方特例交付金に

より、全額国費で補填することとされています。具体的には、自動車税減収補填特例交付金が二二六億円、軽自動車税減収補填特例交付金が二三億円となっています。

### ④ 防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策の推進

三か年緊急対策に基づき、直轄事業負担金及び補助事業費一兆一、五一八億円が地方財政計画の歳出に計上されるとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費三、〇〇〇億円が計上されています。

## 平成 31 年度の地方財政の姿

### 1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	89兆5,930億円	(前年度比)	86兆8,973億円、+2兆6,957億円、+3.1%
② 地方一般歳出	74兆1,159億円	(前年度比)	71兆2,663億円、+2兆8,496億円、+4.0%
③ 一般財源総額	62兆7,072億円	(前年度比)	62兆1,159億円、+5,913億円、+1.0%
・水準超経費除き	60兆6,772億円	(前年度比)	60兆2,759億円、+4,013億円、+0.7%
④ 地方交付税の総額	16兆1,809億円	(前年度比)	16兆85億円、+1,724億円、+1.1%
⑤ 地方税及び地方譲与税	42兆8,756億円	(前年度比)	42兆48億円、+8,708億円、+2.1%
⑥ 地方特例交付金及び臨時交付金	4,340億円	(前年度比)	1,544億円、+2,796億円、+181.1%
⑦ 臨時財政対策債	3兆2,568億円	(前年度比)	3兆9,865億円、▲7,297億円、▲18.3%
⑧ 財源不足額	4兆4,101億円	(前年度比)	6兆1,783億円、▲1兆7,681億円、▲28.6%

### 2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業			
① 震災復興特別交付税	4,049億円	(前年度比)	4,227億円、▲178億円、▲4.2%
② 規模	1兆987億円	(前年度比)	1兆1,079億円、▲92億円、▲0.8%
(2) 全国防災事業			
規模	1,058億円	(前年度比)	1,035億円、+23億円、+2.2%

### ⑤ 地方財政の健全化

地方税の増収等に伴い、地方の財源不足は六・二兆円から四・四兆円に縮小し、国と地方の折半対象財源不足については、平成二十年度以来十一年ぶりに解消されています。また、臨時財政対策債の発行額が抑制されたことにより、平成三十一年度末の残高は、五三・七兆円の見込みとなり、これは、平成三十年度末から〇・二兆円の縮小となります。

さらに、交付税特別会計借入金償還

### 歳入歳出の概要

(単位:兆円、%)

通常収支分		31年度 A	30年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方	40.2	39.4	0.7	1.9
	地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.3
	地方特例交付金等	0.4	0.2	0.3	181.1
	地方交付税	16.2	16.0	0.2	1.1
	地方庫支出	14.7	13.7	1.1	7.8
	地方債	9.4	9.2	0.2	2.3
	臨時財政対策債	3.3	4.0	▲ 0.7	▲ 18.3
	臨時財政対策債以外	6.2	5.2	0.9	18.0
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.0
	雑収入	4.4	4.3	0.1	2.3
	その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	5.0
	計	89.6	86.9	2.7	3.1
	歳出	一般財源 (水準超経費を除く)	62.7	62.1	0.6
給与関係経費		20.3	20.3	0.0	0.1
一般行政経費		38.4	37.1	1.4	3.7
うち補助		21.5	20.2	1.2	6.2
うち単独		14.2	14.1	0.1	0.8
うちまち・ひと・しごと創生事業費		1.0	1.0	0.0	0.0
うち重点課題対応		0.3	0.3	0.0	8.0
公債		11.9	12.2	▲ 0.3	▲ 2.4
公債維持補修費		1.3	1.3	0.0	3.2
公債投資的経費		13.0	11.6	1.4	12.0
直轄・補助		6.9	5.8	1.1	18.9
うち単独		6.1	5.8	0.3	5.2
うち緊急防災・減災事業費		0.5	0.5	0.0	0.0
うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	-	0.3	皆増	
公営企業繰出金	2.5	2.6	▲ 0.0	▲ 0.7	
水準超経費	2.0	1.8	0.2	10.3	
計	89.6	86.9	2.7	3.1	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で横上げと合計が一致しない場合がある。

については、平成二十九年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べていたものの一部一、〇〇〇億円を増額し、五、〇〇〇億円を償還することとしています。これにより、交付税特別会計借入金の前平成三十一年度末の残高は、三一・一兆円となります。

このように、地方財政の健全化が進むことになりませんが、財源不足は依然として巨額であり、地方交付税法第六条の三第二項の規定に該当するのは二十四年連続になります。また、折半対象財源不足が解消したと言っても、

折半対象財源不足は財源不足の一部でしかなく、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金を充てるための臨時財政対策債の発行は、依然として続けざるを得ない状況です。

### (2) 東日本大震災

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として、「震災復興特別交付税」が〇・四兆円確保されています。

## 3 おわりに

今回の地方財政計画においては、地方一般財源総額が前年度を上回る規模で確保され、さらに、地方交付税の増額と臨時財政対策債の大幅な抑制による地方財政健全化の前進が図られたものとなりました。

平成三十一年度は、地方法人課税の新たな偏在は正措置や消費税一〇%への引き上げといった税制の大きな転換点を迎えるとともに、地方創生・総合戦略の総仕上げや相次ぐ自然災害への緊急対応、全世代型社会保障制度への転換など、多くの重要課題に取り組む一年であり、今回の地方財政計画にもそういった内容が盛り込まれています。

市町村におかれましては、こうした課題に的確に対応するため、引き続き、国の動向を注視しながら、それぞれの自治体の将来を見据えた、戦略的かつ健全な財政運営を行っていく必要があります。

市町村課におきましても、県内市町村と更に連携を密にしながら、徳島発の政策提言はもとより、全国知事会などを通じて、地方交付税制度の充実・強化、必要な歳出総額や一般財源総額の確保に向けた取組みを推進して参りたいと考えています。

# 平成三十一年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 大野 文 哉

平成三十一年度地方債計画は、平成三十年十二月二十一日に取りまとめられました。

毎年度の地方債計画は、地方財政法第五条の第三十項の規定に基づき、同意等を行う地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類として作成、公表されるものであり、地方交付税制度とともに地方財源を保障する役割を担っています。

## I 地方債計画の策定方針

平成三十一年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図るとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されており、この両者を合計した地方債の総額は、一兆八千四百億円となり、前年度に比べて三、五七五億円、三・一%の増と

なっています。

## II 地方債計画の主な特色

### 1 通常収支分

#### (1) 概況

平成三十一年度地方債計画の通常収支分については、地方財政の見通しに基づき、さらに公営企業会計等分については、地方公共団体の所要額等を勘案し決定されています。

総計では、普通会計分が九兆四、二八二億円、公営企業会計等分が二兆五、七七四億円で、合わせて一兆五千六百億円が計上されており、前年度に比べて三、六〇〇億円、三・一%の増となっています。（表1）

#### (2) 主な特色

① 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための三カ年緊急対策」（以下「三カ年緊急対策」という。）に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業が創設され、六、〇八四億円が計上さ

れています。

また、地方公共団体が「三カ年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業が創設され、三、〇〇〇億円が計上されています。

各市町村におかれては、これらの措置を活用し、防災・減災・国土強靱化のための取組みの推進を図っていただけますようお願いいたします。

#### ② 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象が拡大され、前年度同額の四、三二〇億円が計上されています。

各市町村におかれては、これらの措置を活用し、公共施設等の適正管理について、公共施設等総合管理計画等に基づく取組みの推進を図っていただけますようお願いいたします。

#### ③ 過疎対策事業の推進

過疎地域の自立促進のための施策を推進



表1

### 平成31年度地方債計画 (通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	—	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
(1) 一般	2,113	2,332	△ 219	△ 9.4
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	—	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,773	12,298	475	3.9
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,710	25,057	1,653	6.6
合 計	86,688	75,791	10,897	14.4

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		( 281)	( 276)	( 5)	( 1.8)
総 計		( 281)	( 276)	( 5)	( 1.8)
		120,056	116,456	3,600	3.1
内 訳	普通会計分	94,282	92,186	2,096	2.3
	公営企業会計等分	25,774	24,270	1,504	6.2
資金区分					
公 的 資 金		47,892	45,848	2,044	4.5
財政融資資金		29,507	28,066	1,441	5.1
地方公共団体金融機構資金		18,385	17,782	603	3.4
(国の予算等貸付金)		( 281)	( 276)	( 5)	( 1.8)
民間等資金		72,164	70,608	1,556	2.2
市場公募		39,400	38,200	1,200	3.1
銀行等引受		32,764	32,408	356	1.1

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

するため、過疎対策事業が充実され、前年度比一〇〇億円増の四、七〇〇億円が計上されています。

#### ④ 財政融資資金の償還期間の延長

学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設）について、二十年内（うち据置三年以内）が二十五年以内（うち据置三年以内）に延長されるとともに、一般廃棄物処理事業については、十五年以内（うち据置三年以内）が二十年内（うち据置三年以内）に延長されています。

#### ⑤ 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として、前年度に比べて七、二九七億円、一八・三%減の三兆二、五六八億円が計上されています。

#### 2 東日本大震災分

平成三十一年度地方債計画の東日本大震災分については、復旧・復興事業として、総計で二十八億円が計上されており、前年度に比べて二十五億円、四七・二%の減となっています。（表2）

### Ⅲ 地方債資金の確保

平成三十一年度地方債計画の資金の構成は、表1、表2のとおりとなっています。

通常収支分の公的資金（財政融資資金、地方

表2

### 平成31年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一	一般会計債				
	公営住宅建設事業	9	30	△ 21	△ 70.0
	災害復旧事業	10	9	1	11.1
	一般単独事業	3	2	1	50.0
	公営企業債				
	下水道事業	6	12	△ 6	△ 50.0
	国の予算等貸付金債	( 5)	( 4)	( 1)	( 25.0)
	総 計	( 5)	( 4)	( 1)	( 25.0)
		28	53	△ 25	△ 47.2
内訳	普通会計分	12	32	△ 20	△ 62.5
	公営企業会計等分	16	21	△ 5	△ 23.8
資金区分	公 的 資 金				
	財政融資資金	20	36	△ 16	△ 44.4
	地方公共団体金融機構資金	8	17	△ 9	△ 52.9
	(国の予算等貸付金)	( 5)	( 4)	( 1)	( 25.0)

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の ( ) 書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

各市町村におかれては、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、地方債の発行に当たっては、当該年度の地方債計画の内容に十分ご留意ください。また、将来にわたる地方債の発行計画や償還計画等により、総合的な地方債の管理に努めつつ、地方債を効果的に活用することにより、地方創生に関する取組みや、防災・減災対策等の着実な推進をお願いします。

なお、平成三十一年度の各事業債の詳細な取扱い等、具体的な起債事務については、総務省が告示する地方債同意等基準や、総務副大臣が通知する地方債同意等基準運用要綱等を踏まえ、適切な事務処理をお願いします。

#### IV おわりに

公共団体金融機構資金については、前年度と同程度の割合が確保され、所要額として、四兆七、八九二億円（前年度比二、〇四四億円、四・五%増、構成比三九・九%）が確保されています。

また、東日本大震災分については、関連する事業が円滑に推進できるよう、所要額の全額が公的資金で確保されています。

一方、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとされています。



(参考)

平成31年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	—	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,149	1,160	△ 11	△ 0.9
4 災害復旧事業	965	882	83	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,418	22,636	2,782	12.3
(1) 一般	2,116	2,334	△ 218	△ 9.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	—	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	60,000	50,775	9,225	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,779	12,310	469	3.8
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,716	25,069	1,647	6.6
合計	86,716	75,844	10,872	14.3

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債		32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 286)	( 280)	( 6)	( 2.1)
総 計		( 286)	( 280)	( 6)	( 2.1)
		120,084	116,509	3,575	3.1
内 訳	普 通 会 計 分	94,294	92,218	2,076	2.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	25,790	24,291	1,499	6.2
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,920	45,901	2,019	4.4
財 政 融 資 資 金		29,527	28,102	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金		18,393	17,799	594	3.3
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )		( 286)	( 280)	( 6)	( 2.1)
民 間 等 資 金		72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募		39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受		32,764	32,408	356	1.1

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成三十一年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 岡本 理恵

## はじめに

平成三十一年度の税制改正大綱においては、消費税率一〇％への引上げを平成三十一年十月に確実に実施することとし、駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じないよう、住宅に対する税制上の支援措置を講ずるとともに、車体課税については、保有課税の軽減も含めて地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行うものとされています。

また、ふるさと納税制度（寄附金税額控除）の見直しや、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の導入など多様な改正がされており、以下、市町村税に関する主な改正点を説明いたします。

## 1 個人住民税関係

(1) 住宅ローン控除制度（住宅借入金等特別税額控除）の拡充に伴う措置等

消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策のうち、住宅に係る措置としては、平成三十二年

末までの間、消費税率一〇％が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を三年延長し、十三年間とすることとされました。

具体的には、個人が、住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が一〇％である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成三十一年十月一日から平成三十二年

十二月三十一日までの間に居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用がある者のうち、適用年の十一年目から十三年目までの各年分の

住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した

残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に百分の七を乗じて得た額（最高一・三・六五万円）の控除

限度額の範囲内で減額されます。

この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。

また、平成三十一年度分以後の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用につい

て、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件が不要となります。（表1）

(2) ふるさと納税制度（寄附金税額控除）の見直し

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組みを支援する気持ちを形にする仕組みとして、平成二十年度税制改正によって創設されましたが、地方団体間の返礼品競争が激化し、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているという指摘がなされてきたところです。

このような状況の下、今回の税制大綱では、「ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることににより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う」とされました。

見直しの内容は、次のとおりです。



表1

個人住民税における住宅ローン控除に係る対応（案）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の対策により延長された控除期間においては、所得税額から控除しきれない額について、<u>現行制度と同じ控除限度額（以下参照）の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。</u></li> <li>○ この措置による個人住民税の減収額は、<u>全額国費で補てんする。</u></li> </ul>		
＜個人住民税における住宅ローン控除＞		
居住年	平成26年4月～平成33年12月	今回の対策 平成31年10月～平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）	同左
控除期間	10年	13年

（注）平成26年4月～平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

＜住宅ローン控除の拡充のイメージ＞

（注）標準住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高（最大5,000万円）の1%を控除（最大50万円）。

① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとする。

イ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等

ロ イの都道府県等で返礼品を送付する場合

① 現行の個人住民税の非課税措置の対象は、

（3）子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

なお、これらの改正は、平成三十一年六月一日以後に支出された寄附金について適用されることとなります。

② 個人住民税の非課税措置における未成年の要件について、改正後の民法の未成年と同様とする。

③ 平成三十一年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現

には、次のいずれも満たす都道府県等

（イ）返礼品の返礼割合を三割以下とすること

（ロ）返礼品を地場産品とするこ

と

② ①の基準は総務大臣が定めることとする。

③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。

④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合には、指定を取り消すことができるものとする。

⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。

⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととする。

前年の合計所得金額が一二五万円（平成三十三年度以降分は一三五万円）以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫となっており、未婚のひとり親は対象外となっています。

今回の税制改正においては、次の措置を講ずる内容が盛り込まれ、平成三十三年度分以後の個人住民税について適用されることになりました。

ア 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が一三五万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

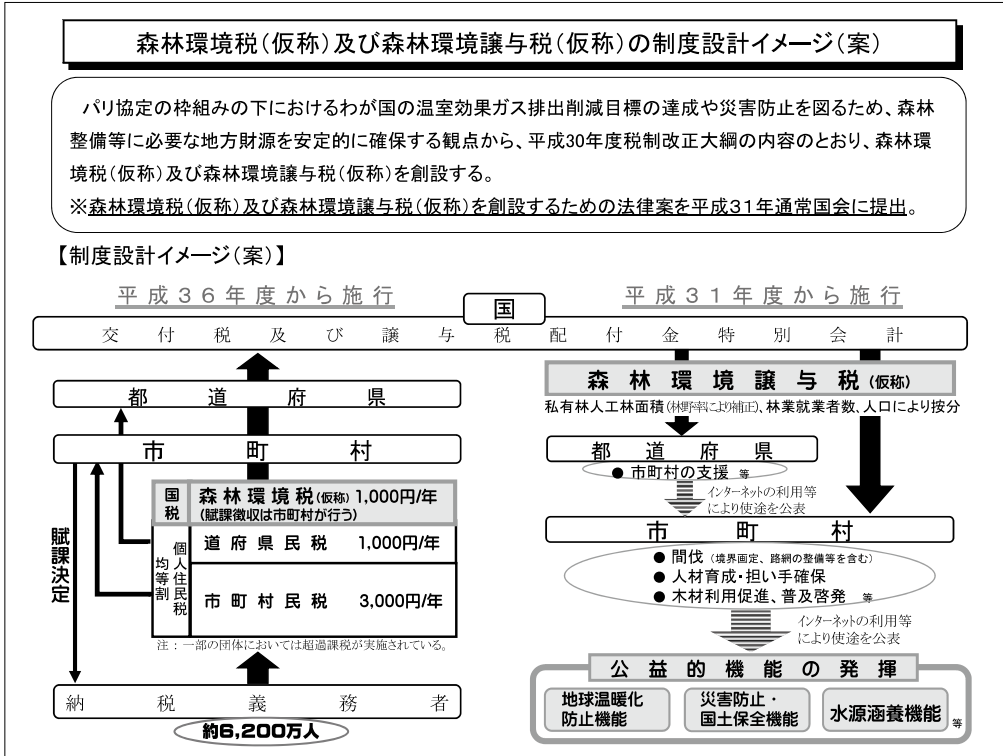
（※）「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が四八万円以下であるもの

（※）「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む

イ 個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、

①の者に該当する旨を記載し、申告することとする。

表2



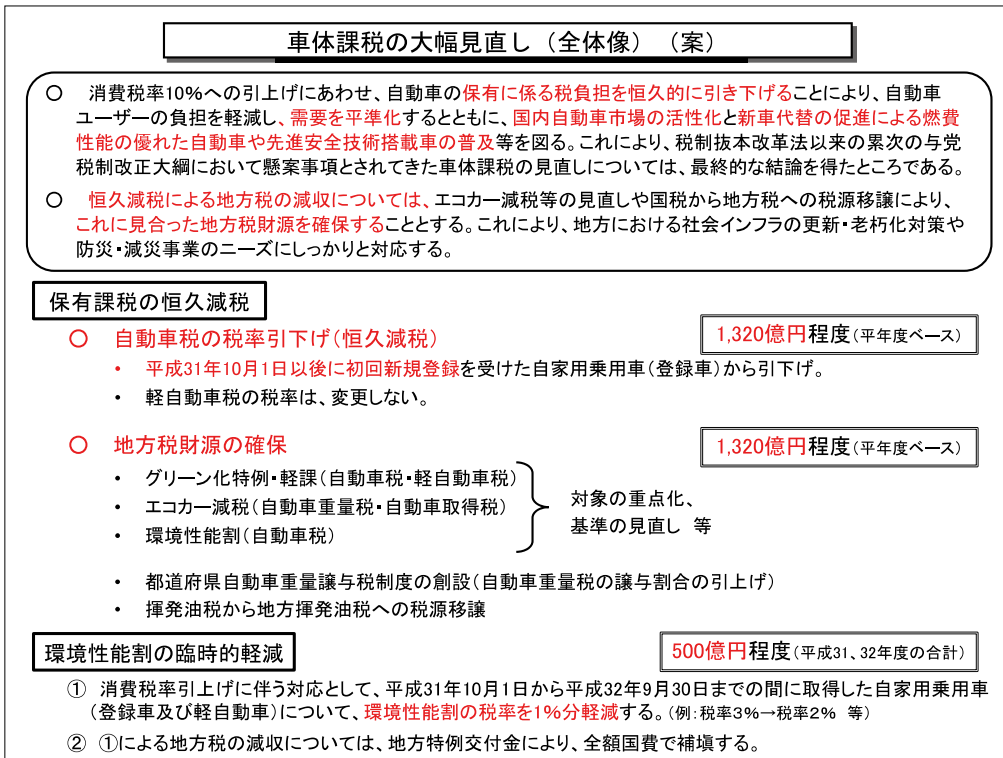
行どおりとする。

(4) 森林環境税(仮称)並びに森林環境譲与税(仮称)の法制化

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に

確保する観点から、平成三十年税制改正大綱の内容のとおり、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が創設されました。改正内容は平成三十年税制改正大綱で示された内容と同様となっています。(表2)

表3



恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補填することにより、それに見合った地方税財源を確保することとされています。(表3)

このうち、市町村税(軽自動車)に関する主な改正は次のとおりです。

2 車体課税関係

消費税率一〇%への引上げにあわせ、自動車税の税率を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ることとされました。

① 軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し

平成三十一年十月一日から導入される軽自動車税環境性能割については、非課税又は一%若しくは二%の税率（営業用自動車にあっては、非課税又は〇・五%若しくは一%の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による二%の税率を除く。）の適用区分について次のとおり見直しがありました。

ア 天然ガス軽自動車

自動車

平成三十年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

イ 乗用車及びトラック（車両総重量が二・五トン以下のもの）

ガソリン軽自動車で平成三十年排出ガス規制に適合し、かつ、平成三十年排出ガス

② 消費税率引上げに伴う対応として、平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日

までの間に取得した自家用乗用車について、

表4

環境性能割に係る見直し(案)							
乗用車							
【改正前(※改正における税率区分)】							
区 分	税率			区 分	税率		
	自家用		営業用		自家用		営業用
	登録車	軽自動車			登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車※ クリーンディーゼゼル車※ (H21規制適合)	非課税	非課税	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車※ クリーンディーゼゼル車※ (H30規制適合又はH21規制適合)	非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	2020年度基準+10%達成			2020年度基準+20%達成			
	2020年度基準+10%達成			2020年度基準+10%達成	1%		
	2020年度基準達成	1%	1%	2020年度基準達成	2%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成	2%		2015年度基準+10%達成			1%
上記以外	3%			上記以外	3%	2%	2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件：  
H17規制からNOx75%低減(★★★)のものに限る。  
(※)プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼゼル車は登録車に限る。

(注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件：  
H30規制からNOx50%低減(★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★)のものに限る。  
(※)プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼゼル車及びLPG車は登録車に限る。

○ トラック・バスに係る環境性能割は、変更しない。(但し、H30排ガス規制は導入する。(中量車、軽量車))

表5

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減(案)																									
○ 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。																									
※ この措置による地方税の減収(500億円程度：平成31、32年度の合計)については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。																									
<b>対 象</b>	平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)																								
<b>措置内容</b>	自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〔登録車〕</th> <th colspan="2">〔軽自動車〕</th> </tr> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		〔登録車〕		〔軽自動車〕		税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	非課税	非課税	1.0%	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	2.0%	1.0%	3.0%	2.0%		
〔登録車〕		〔軽自動車〕																							
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減																						
非課税	非課税	非課税	非課税																						
1.0%	非課税	1.0%	非課税																						
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%																						
3.0%	2.0%																								
※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。 ※ 免税点は50万円(中古車については、全体の約9割が非課税)。																									
<p>〔参考〕：環境性能割の概要 ※自家用乗用車(登録車)の場合</p> <p>〔課税のタイミング〕 自動車の取得時(購入時) × 〔税額の計算方法〕 自動車の取得価額 ×</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕</th> </tr> <tr> <th>税率(改正後)</th> <th>燃費基準値達成度等</th> <th>対象車の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>電気自動車等(※)、H32年度燃費基準+20%達成</td> <td>プリウス</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>H32年度燃費基準+10%達成</td> <td>パッソ</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>H32年度燃費基準達成</td> <td>フィット</td> </tr> <tr> <td>3%</td> <td>上記以外の登録車</td> <td>ヴォクシー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼゼル車</p>		〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕			税率(改正後)	燃費基準値達成度等	対象車の例	非課税	電気自動車等(※)、H32年度燃費基準+20%達成	プリウス	1%	H32年度燃費基準+10%達成	パッソ	2%	H32年度燃費基準達成	フィット	3%	上記以外の登録車	ヴォクシー						
〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕																									
税率(改正後)	燃費基準値達成度等	対象車の例																							
非課税	電気自動車等(※)、H32年度燃費基準+20%達成	プリウス																							
1%	H32年度燃費基準+10%達成	パッソ																							
2%	H32年度燃費基準達成	フィット																							
3%	上記以外の登録車	ヴォクシー																							

環境性能割の税率を一%分軽減する特例措置が設けられました。

措置を講ずる前の税率	1%
措置を講じた後の税率等	非課税

なお、この措置による減収については、全額国費で補填される予定です。(表5)

- (2) グリーン化特例(軽課)の大幅見直し
- ① 自家用乗用車

消費税率引上げに配慮し、現行制度を二年間延長した上で、平成三十三年度及び平成三十四年度に新規取得した軽自動車について、グリーン化特例(軽課)の適用対象が電気自動車及び天然ガス軽自動車に限定されます。

- ② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限が二年延長されます。(表6)

- (3) その他

県税や国税の改正により市町村税収に影響があるものは次のとおりです。

- ① 自動車税の環境性能割交付金にかかる交付率の見直し

今回の車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金にかかる県から市町村への交付率が見直されています。

市町村への交付率	改正前	平成三十一年度、平成三十三年度	平成三十四年度
	六十五%	四十七%	四十三%

表6

### 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)に係る大幅見直し(案)

**【改正前】**

取得期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日  
軽課年度：平成31年度(取得の翌年度のみ)

区分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	
2020年度基準+10%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★)しているものに限る。

**【改正後】**

取得期間：平成33年4月1日～平成35年3月31日  
軽課年度：平成34年度、平成35年度(取得の翌年度のみ)  
※平成31、32年度取得分については、現行の特例措置を延長する。

区分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★)しているものに限る。

区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★)しているものに限る。

○ トラック・バス等に係る自動車税のグリーン化特例については、単純延長(2年)。  
○ 貨物用の軽自動車に係る軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、単純延長(2年)。

- ② エコカー減税の軽減割合等の見直し

環境インセンティブ機能を強化するための乗用車(登録車及び軽自動車)に係るエコカー減税(自動車取得税(県税)・自動車重量税(国税))の見直しによって、市町村に交付される自動車取得税交付金及び市町村に譲与される自動車重量譲与税が増収となります。

※自動車取得税については、平成三十一年九月三十日に廃止され、平成三十一年十月一日から環境性能割が導入されることとなります。

### 3 固定資産課税関係

特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の創設

平成三十年に制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」において、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、都道府県知事の裁定により、当該土地に上限を十年とする使用权を設定し、公園、広場等を整備することを可能とする「地域福利増進事業」が創設されました。

平成三十一年度税制改正では、所有者不明土地の利用を進める地域福利事業を実施する者が当該事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の五年間価格の三分の二とする特例措置が創設されました。

平成三十三年三月三十一日までの適用となっています。



### 4 納税環境整備等

(1) e-TAX障害発生時の申告等に係る期限延長

e-TAXに障害が発生した場合の申告等に係る期限について、迅速かつ全国統一的な対応を行うため、総務大臣は、e-TAXの障害によって多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、告示を行うことにより、当該期限を延長することができるものとされました。

(2) 大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置

大法人に対する法人住民税に係る電子申告義務の創設に伴い、次のとおり所要の措置が講じられています。

① 申告書の添付資料については、光ディスク等による提出ができることとする。

② 電子通信回線の故障や災害等の理由により電子申告が困難な場合において、地方団体の長の承認を受けたときは、申告書等を書面により提出できることとする。

③ 総務大臣は、e-TAXの障害により電子申告が困難であると認めるときは、告示を行うことにより、申告書等を書面により提出できることとする。

### おまじき

今年度の税制改正では、消費税率10%への引上げを平成三十一年十月に確実に実施することとし、需要変動の平準化に向けた支援策等が設けられましたが、消費税率の引上げ等については、社会保障と税の一体改革の意義、地方税財源の充実・確保の観点からの必要性などについて、県民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があります。

特に、消費税軽減税率制度の導入に当たり、混乱が生じないよう万全の準備を進めるためには、住民に身近な市町村からの事業者及び消費者への周知が効果的です。積極的な広報をお願いします。

また、今後の検討事項として、自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うとさせていただきます。

さらに、子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等については、平成三十二年度税制改正において検討し、結論を得るとされています。

皆さま方には、これらの今後の検討事項とされた事項の動向を注視していただきますとともに、地方財源確保に向けたより一層の適正な課税・徴収事務の執行をお願いいたします。

# 幕開け！ゴールデン・スポーツイヤーズ

徳島県民環境部次長 森 口 浩 徳

## ゴールデン・スポーツイヤーズ？

皆さん、ご存じですか？  
ゴールデン・スポーツイヤーズ！

そうなんです。本年から三年連続、我が国を舞台として国際スポーツ大会が開催されます。

本年は、アジア初開催！ラグビーナショナルチームの世界一を決定する四年に一度の国際大会、「ラグビーワールドカップ2019」が、九月二十日から十一月二日まで、二十チームが参加し、日本全国十二会場で熱戦が繰り広げられます。

また来年は、一九六四年東京大会以来、五十六年ぶりとなる「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催され、オリンピックが七月二十四日から八月九日まで、パラリンピックが八月二十五日から九月六日まで、世界各国・地域からオリンピックやパラリンピアンが我が国に集います。

そして、三年締めとなる二〇二一年には、概ね三十歳以上のスポーツ愛好家であれば誰でも参加が可能な四年に一度の「生涯スポーツ」世界最高峰の国際総合競技大会、アジアでは初となる「ワールドマスターズゲームズ2021関西」が、五月十四日から五月三十日まで、関西広域連合構成十二府県市と福井県を会場に開催

されます。

そこで、我が国での三大国際スポーツ大会の開催を千載一遇のチャンスとして捉え、トップアスリートの招聘や交流により、スポーツへの関心や参加を高めるとともに、競技環境の整備や競技力の向上、さらには、にぎわいの創出などスポーツを活かした新たなとくしまレガシーの創出に向けた本県の様々な取組状況を紹介いたします。

## ラグビーワールドカップ2019 ジョージア代表がやって来る！

まずは、「ジョージア」国の紹介です。日本では「ゲルジア」と呼んでいましたが、二〇一五年四月に呼称を「ジョージア」に変更しました。

一九九一年四月、ソ連邦から独立を宣言し、首都はトビリシ、人口は約四百万人、面積は約七万平方km(日本の約五分の一)で、農業、食品加工工業、鉱業を主要産業としており、「ワイン発祥の地」として有名な国です。場所は、黒海とカスピ海に囲まれたコーカサス地方にあり、「アゼルバイジャン」と「アルメニア」を合わせ、コーカサス三国と呼ばれてい


ます。

また、スポーツでは、柔道、レスリング、ウエイトリフティングの強豪国であり、オリンピックやパラリンピックでメダルを獲得しています。

そして、ラグビージョージア代表チーム、ニックネームは「レロス」、世界ランキング十二位(二〇一九年三月十一日現在)で、ラグビーワールドカップには五大会連続出場し、2018ヨーロッパ国際選手権では優勝を果たした強豪チームです。


昨年の六月二十一日、ジョージア・ラグビー協会のゴチャ・スヴァニゼ会長が来県し、徳島

**ジョージアはこんな国**



ヨーロッパとアジアの境にあるジョージアは独特でかつ、多様性のある国です。コーカサス山脈、黒海海岸、温暖な気候、モネラルウォーター、国立公園とユネスコの世界遺産、古代の歴史、多様な文化と伝統、おいしい料理、豊かなワイン文化、そして、なにより世界でも類を見ないジョージア人による素晴らしい「おもてなしの心」をこの国の中に見出すことができます。

**伝統文化と信仰を守る国 絵画のような国ジョージア**



日本の約5分の1の国土に約400万人が住み、世界の「酒造文化」にも通じる「おもてなし」の精神を持った国民性と地理的特徴による自然と文化の多様性をもった国です。

県との基本協定締結により、ジョージア代表チームの事前キャンプ実施が決定しました。

徳島にやって来るのは、本年九月八日から九月十六日の予定であり、芝生を全面改修し、冬でも鮮やかな「緑」を保つ「国際レベルの競技環境」へと進化した鳴門・大塚スポーツパークの球技場などを利用し、大会本番に向けた事前キャンプを実施します。

また、キャンプ期間中は、公開練習や県民との交流イベントを実施する予定であり、ラグビーファンはもとより多くの県民の皆様にも是非とも球技場に訪れていただき、迫力あるジョージア代表チームを体感し、大会を盛り上げる応援をよろしくお願いたします。

### ■ジョージア代表

#### 予選プールD試合日程

- ・ 九月二十三日（月）  
VS ウェールズ  
@ 豊田スタジアム（愛知県）
- ・ 九月二十九日（日）  
VS ウルグアイ  
@ 熊谷ラグビー場（埼玉県）
- ・ 十月三日（木）  
VS フィジー  
@ 東大阪市花園ラグビー場（大阪府）
- ・ 十月十一日（金）  
VS オーストラリア  
@ 小笠山総合運動公園  
エコパスタジアム（静岡県）

**ラグビーワールドカップ2019**  
**ジョージア代表チーム 事前チームキャンプ決定！！**



- 協定締結日  
**2018年6月21日**
- 協定署名者  
**ジョージアラグビー協会  
会長 ゴチャ・スヴァニゼ**
- 事前チームキャンプ期間  
**2019年9月8日-16日**
- 事前キャンプ場所  
**鳴門・大塚スポーツパーク・球技場**

■ラグビーワールドカップ  
5大会連続本大会出場！  
■2018ヨーロッパ  
国際選手権優勝！





2017ジョージア代表監督の来県      2018ジョージアラグビー協会会長の来県

### 東京2020オリ・パラ ホストタウンドイツ・カンボジア

続いてやって来るのが、オリンピック・パラリンピック。二〇二〇年四月十六日・十七日にはオリンピック聖火が徳島県を駆け抜け、大会本番に向けたカウントダウンが始まります。

東京2020オリ・パラに向け、政府は我が国独自の仕組みとして、参加国や地域との間で人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方自治体を「ホストタウン」として登録し、全国各地に広げる取組を進めています。

徳島県は、第一次世界大戦時の「板東俘虜収容所」におけるドイツ兵捕虜と地元住民との交流・友好関係の歴史やドイツ・ニーダーザクセン州

**東京2020オリンピック**  
**ドイツ柔道代表チーム 事前キャンプ決定**



- 協定締結日  
**2019年1月11日**
- 協定署名者  
**ドイツ柔道連盟  
会長 ベーター・フレーゼ**
- 事前キャンプ期間  
**2020年7月中旬頃**
- 事前キャンプ場所  
**鳴門・大塚スポーツパーク・ソイジョイ武道館**

ニーダーザクセン州との  
友好交流を促しとして勝敗実現！

2019年8月下旬頃  
世界柔道選手権大会  
事前キャンプ実施



柔道グランドスラム大阪2018 事前キャンプ

との友好交流を礎として、二〇一六年一月、ドイツのホストタウンに登録され、二〇一六年十二月には那賀町に加わっていただきました。

また、二〇一三年からのJICA草の根無償資金協力事業を活用して始まった、徳島商業高校とカンボジア日本友好学園との若者主役の交流をさらに盛り上げるべく、二〇一七年十二月、カンボジアのホストタウンとして登録を行いました。

ドイツのホストタウン活動では、交流を深めてきたニーダーザクセン州の柔道、カヌー、ハンドボール等各連盟の橋渡しにより、ドイツ代表チームの事前キャンプ誘致を展開しています。

先ず柔道では、鳴門・大塚スポーツパーク・ソイジョイ武道館において、二〇一七年八月のドイツ柔道U18代表チームの強化合宿から、二〇一八年は、五月のドイツ柔道連盟会長の来県視察、十一月の「グランドスラム大阪大会」に向けた代表チームの直前キャンプを経て、二〇一九年一月十一日、ドイツ柔道連盟のベーター・



フレージェ会長が来県し、徳島県との基本協定締結により、ドイツ柔道代表チームの二〇二〇年事前キャンプ実施が決定しました。また、本年においても八月下旬から東京で開催される「世界柔道選手権大会」に向け、代表チームが直前キャンプを実施する予定であり、ソイジョイ武道館が本番さながらの緊張した雰囲気にも包まれると予想されます。

またカヌーでは、那賀町とともに、静水面でスピードを競うスプリント競技において、世界最強のドイツ代表チームを誘致すべく、「川口

ダム湖」に艇庫やトレーニングルーム等を備えた「とくしまなかカヌーセンター」や国際基準のカヌーコース（二〇〇メートル）など競技環境を整備し、協議を進めてきました。ドイツ・カヌースプリント代表チームは、リオデジャネイロオリンピックにおいて、国別で最多の七個のメダル（金四、銀二、銅二）を獲得しており、東京オリンピックでも多くのメダル獲得が期待できるチームです。二〇一八年三月のドイツカヌー連盟会長等の来県視察では、那賀町の自然や練習環境に対し高い評価をいただき、十月には、地元住民や那賀高校の生徒等に暖かく迎えられる中、五名のメダリストを含むスプリント代表チームのトレーニングキャンプが初めて実現し、二〇一九年二月二十七日、ドイツカヌー連盟のトーマス・クニエツコ会長が来県し、徳島県・那賀町との基本協定締結により、ドイツ・カヌースプリント代表チームの二〇二〇年事前キャンプ実施が決定しました。

本年は、夏頃に代表チームのスタッフが来県

東京2020オリンピック  
ドイツカヌー代表チーム 事前キャンプ決定



- 協定締結日 **2019年2月27日**
- 協定署名者 **ドイツカヌー連盟 会長 トーマス・クニエツコ**
- 事前キャンプ期間 **2020年7月下旬頃**
- 事前キャンプ場所 **那賀町・川口ダム湖**

2018ドイツカヌー代表トレーニングキャンプ



ニードーザクセン州との友好交流を礎として再訪実現！



し、二〇二〇年のキャンプに向けた最終の事務的調整を行う予定であり、オリンピックでのメダルラッシュを大いに期待し、那賀町とともにしっかりと準備を進めてまいります。

そしてハンドボールは、走・跳・投の運動基本三要素が全て求められ、ダイナミックなシュートシーンやスピーディーな展開が魅力のヨーロッパではサッカーと並ぶ人気スポーツです。

特に、ドイツ男子代表チームは、リオデジャネイロオリンピックで銅メダルを獲得し、世界ランキング一位にも輝く強豪チームです。

昨年の六月には、ドイツ男子代表チームの来県が実現し、事前キャンプ誘致に向け、本県の練習環境やおもてなしを十分に体感いただきました。東西ドイツの統一後、初めてとなる日本代表チームとの試合、「ハンドボールJAPANN CUP 2018 徳島大会」が、六月十三日、アスティとくしまにおいて、一五〇〇人を超える観客が見つめる中、記念すべき国際試合

として開催されました。

現在、ハンドボールは、男女とも東京オリンピックの出場枠を掛けた各種大会が開催されており、ドイツ代表チームの出場は決定していませんが、必ず出場枠を獲得されるものと期待し、徳島県としては、県ハンドボール協会と連携し、二〇二〇年事前キャンプ誘致を引き続き進めてまいります。

もう一つのホストタウンであるカンボジア、本県における二〇一七年の在留外国人統計では、七番目の一〇〇名を超える方々がカンボジアから本県にやって来ており、身近な国となりつつあります。ホストタウン活動では、昨年八月、これまでカンボジアを定期的に訪問し、交流を育んできた徳島商業高校を「徳島ホストタウン特使」に委嘱し、カンボジアでのPR活動を展開していただくとともに、一昨年の十一月のカンボジア水泳連盟会長を務めるスン・チャントール カンボジア公共事業運輸大臣の来県、昨年九月の外務省主催の「JENESYS2018 招へいプログラム」でカンボジア水泳連盟の選手・コーチの来県など、交流の機運を盛り上げてきたところです。

そして、二〇一九年二月三日、カンボジア水泳連盟のヘン・キリー事務局長が来県し、徳島県との基本協定締結により、カンボジア水泳代表チームの二〇二〇年事前キャンプ実施が決定しました。また、本年においても八月、代表チームの強化キャンプを実施する予定であり、徳島県水泳連盟とともにしっかりとキャンプをサポートし、リニューアルされたJAバンク蔵本公園・JAバンクちよきんぎょプールで大いなるタイムアップを期待しています。なお、カンボジア水泳代表チームのヘッドコーチには、青



「二〇二一年は「するスポーツ！」  
ワールドマスターズゲームズ開催」

ゴールデン・スポーツイヤーズの締めとなる、二〇二一年は皆さんが主役です。ワールドマスターズゲームズは、国際マスターズゲームズ協会（IMGA）が四年ごとに主宰する、概ね三十歳以上のスポーツ愛好家であれば誰でも参加料を支払い登録をすれば、参加できる生涯スポーツの国際競技大会です。オリンピックの翌年に開催され、第一回大会は一九八五年のカナダ・トロント大会で、第十回は迎える二〇二一年の記念大会が、アジアで初めて日本・関西を舞台に開催されます。大会テーマは、「スポーツ・フォー・ライフ」

### 「二〇二一年は「するスポーツ！」 ワールドマスターズゲームズ開催」

年海外協力隊での赴任をきっかけに日本人の生山咲さんが就任しており、指導されています。オリンピック・パラリンピック出場を目指すカンボジアを、みんなで応援しましょう。

**東京2020オリンピック  
カンボジア水泳代表チーム 事前キャンプ決定**



- 協定締結日 **2019年2月3日**
- 協定署名者 **カンボジア水泳連盟 会長 スン・チャントール**
- 事前キャンプ期間 **2020年7月中旬頃**
- 事前キャンプ場所 **JAバンクちよきんぎょプール**

徳島ホストタウン特使である徳島商業高校生の活躍により開設実現！

2019年8月頃  
東京2020オリンピック  
に向けた強化キャンプ実施



JENESYS 2018 招へいプログラム（カンボジア水泳選手との交流）

本県では、公式競技として五競技六種目（ウエイトリフティング、ゴルフ、ボウリング、カーヌスラローム、トライアスロン、アクアスロン）、オープン競技として六競技（マラソン、ラフティング、サーフィン、タッチラグビー、ビリヤード、軟式野球）が県内各地で実施されます。県民の皆様には、選手としての積極的な参加とともに、海外からをはじめ来県される選手や家族の方々へのおもてなしや交流への参加をお願いします。

の開花」、選手数は過去最大の五万人（海外二万人、国内三万人）が参加し、徳島県をはじめ福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、京都市、大阪府、堺市、神戸市の十三府県市を開催会場に、公式競技が三十五競技・五十九種目、オープン競技が三十競技の競技種目が実施されます。開催期間は、二〇二一年五月十四日から三十日までの十七日間（オープン競技は、二〇二〇年四月一日から二〇二一年八月三十一日）で、開会式は、二〇二一年五月十四日に京都市岡崎エリア一帯（平安神宮・岡崎公園）で、閉会式は、五月三十日に大阪市大阪城ホールで行われます。

### 結びに

スポーツは、多くの人々に「夢や感動」、「勇気や希望」を与えるとともに「地域の魅力の向上や発信」さらには「国内外との交流促進」に繋がるなど地方創生に重要な役割を果たすものです。三大国際スポーツ大会の開催を大きなチャンスとして、徳島のスポーツレガシーをみんなで創っていきましょう。

### 【寄稿に当たって】

私は、平成十九年度から二十二年度と平成二十八・二十九年度の通算六年間、市町村課でお世話になりました。

この間における市町村研修生の皆様をはじめ市町村の職員の皆様との出会いは、私にとっても大切な財産であり、心から感謝を申し上げます。

**世界最大の生涯スポーツの国際総合競技大会  
ワールドマスターズゲームズ2021関西**  
2021年5月14日～30日（17日間）

参加基準は年齢（概ね30歳以上）のみで上限なし

35競技59種目のプログラムに極数エントリー可能

史上最大！約5万人のスポーツ愛好家が集結

男女・年代別に種目実施！メダルを授与！

**公式競技**

<p><b>ウエイトリフティング</b> アミノハリュウホール（鳴門市）</p> <p><b>ゴルフ</b> 徳島カントリー倶楽部（徳島市） グランディ鳴門ゴルフクラブ36（鳴門市） 鳴門カントリークラブ（鳴門市） Jクラシックゴルフクラブ（阿波市） タカガワ東徳島ゴルフ倶楽部（神山町）</p>	<p><b>ボウリング</b> スエヒロボウル（徳島市） ほっぷ・ジョイ石井（石井町）</p> <p><b>カーヌスラローム</b> 那賀川驚駭ライン（那賀町）</p> <p><b>トライアスロン・アクアスロン</b> ひわさろみかめトライアスロンコース（美波町）</p>
--	--

**オープン競技**

<p><b>マラソン</b> とくしまマラソンコース（徳島市ほか）</p> <p><b>ラフティング</b> 吉野川中流域（三好市）</p> <p><b>サーフィン</b> 穴喰海岸（海陽町） （予備会場：生見海岸）</p>	<p><b>タッチラグビー</b> 西部健康防災公園（美馬市、三好市）</p> <p><b>ビリヤード</b> ビリヤードキッド（徳島市）</p> <p><b>軟式野球</b> オロナミンC球場（鳴門市） JAバンク徳島スタジアム（徳島市） JAアグリあなんスタジアム（阿南市）</p>
--	---

**徳島県開催競技 12競技種目** 2020年2月  
参加者募集開始！

# 「六十歳からのキャンパスライフ」

公益財団法人e-とくしま推進財団理事長  
徳島文理大学大学院総合政策学研究所修士課程1年

小笠原 章

## 卒業

平成三十年三月末に、三十八年間勤務した徳島県を「卒業」(定年退職)致しました。昭和五十五年四月の県職員生活スタートから三年間「地方課」(現在の「市町村課」)に勤務し、選挙、地方債及び公営企業を担当しました。

平成九年度と十年度には市町村課財政係長、平成十九年度と二十年度には地域情報政策課長と、都合三回、通算七年間市町村関係業務に携わらせていただきました。

お世話になりました皆様方に、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

## 本業

県退職後、再就職という形で、公益財



e-とくしまビジネスセミナー主催者あいさつ (平成31年1月29日)

団法人e-とくしま推進財団に勤務し、徳島県の情報化推進に尽力させていただいております。

## 社会人特別聴講生

六十歳を目前にした平成二十九年八月、思い立って徳島文理大学総合政策学部の社会人特別聴講生の面接を受け、聴講をお許しいただきました。

科目は「行政経営学Ⅱ」。指導教授は元徳島県議会議員、小松島市長、そして徳島県選挙管理委員会委員長を歴任された、西川政善教授。九月から一月までの四か月間、毎週木曜日の夕方、時間休暇をいただき一回九十分、十五回の講義と、三回のレポート提出でした。

三十七年半ぶりのキャンパスライフにとまどいながらも、西川先生と若い学生さんに温かく迎えていただき、行財政改革、政策評価、地方自治の先進事例等、大変興味深く中味の濃い時間を過ごさせていただきました。

また、受講生代表でレポートの発表をさせて

いただいたほか、講義のレコマをお任せいただき「徳島県の行



徳島文理大学総合政策学部 南学部長及び西川教授からいただいた表彰状 (平成30年1月25日)

政経営」というテーマで、学生さんに講義をさせていただきました。最終回、十五回目には、西川先生から三回のレポートが優れていたということで、学生の皆さんの前で「総合政策学部長表彰」をいただき、望外の喜びとなりました。

## 大学院進学

十五回の講義のうちの一回は特別授業で「青野透教授」のご講演でした。

高知県大川村の議会がテーマでしたが、青野教授は、そもそも古代ギリシャのソフィスト研究がスタートだったとお聞きし驚きました。

私も、大学では法学部政治学科で古代ギリシャの政治思想を学び、卒業論文は「プラトンの「法律篇(ノモイ)」でした。

退職後ももう一度勉強したいと、通信制の大学や放送大学を調べていた私は、徳島文理大学大学院総合政策学研究所修士課程に「社会人入試」があることを知りました。

西川教授と青野教授のご指導をいただきたいと思ひ、必要書類を整え、受験し、入学をお許しいただきました。

## 入学

平成三十年四月二日、徳島文理大学及び大学院入学式。若い学生さんたちと一緒に新入生として参加しました。



徳島文理大学徳島キャンパス入学式  
(平成30年4月2日)

## 大学院の講義

大学院は十八時十分から、九十分授業が二コマあります。一年次は、半年で二単位の科目を十八単位取得しました。二年次と合わせ三十単位以上取得し修士論文が認定されれば修了し、総合政策学修士号をいただきます。

一年次は南波浩史教授の「総合政策学体系論」及び「金融・経済政策論Ⅰ、Ⅱ」、青野透教授の「公共・法政策論Ⅰ、Ⅱ」、齋藤敦教授の「企業経営政策論Ⅰ、Ⅱ」、西川善政教授の「政策実現プロセス論」、松村豊大教授の「政策過程研究」を受講しました。

一年生は四人。中国からの留学生、県内市役所若手職員二名と県を定年退職した私の四名。二十科目からの選択で、二年生と合同もあり、一クラス一名から五名での受講となりました。

二年生は、台湾からの留学生、県内市役所若手

職員、県内市議会議員、民間企業の方等六名。

講義は、少人数の故、お互いに議論しながら進められるので、先生のお話以外に、中国や台湾のこと、市のこと、県のこと、さらには民間企業のことなど、さまざまな立場の意見が出て、あっといふ間の楽しい九十分の繰り返しでした。



2年次 青野透教授の「公共・法政策論演習Ⅰ」の授業風景 (平成31年4月12日)

## 図書館

一年次から、修士論文の準備が始まります。テーマに沿った資料収集は、「CINII(国立情報学研究所の論文検索)」や「Google Scholar」で先行研究を調べ、参考となる文献をリサーチします。

文献は、「徳島文理大学図書館」、「徳島県立図書館」にあるものはそこで借りて、必要な部分をコピーして読み込みます。ないものは「国立国会図書館」の「コピー郵送サービス」で取り寄せました。とはいえ、現物を読まないと必要な箇所がわからないものは、休日及び休暇を利用して、東京の国立国会図書館及び京都府にある国立国会図書館関西館に行き、調べてコピーを持ち帰りました。

## 論文執筆

指導者としてご指導いただく南波教授の教えは、とにかく、文献を集めて、たたき台をどんどん入力せよとのことでした。

一年次には、一五〇冊ほどの文献を調べ、A4判のクリアファイル三十冊余りの資料を収集し、四五〇〇字ほどの文章と、七枚の図表からなる未定稿の修士論文原稿を作って、発表させていただきました。

二年次には、さらに資料収集に努め、五月と八月に、研究科の全先生方の前でプレゼンし、様々な角度からのご意見をいただき、さらなるバージョンアップを図ります。

また、九月には徳島文理大学で「日本計画行政学会」が開催されるので、そこで研究成果について学会発表させていただく予定です。

## 老いて学べば

江戸時代の儒学者佐藤一斎の「言志晩録」に「老いて学べば、則ち死して朽ちず」とあります。その前段には、「少(わか)くして学べば、則ち壮にして為すことあり。壮にして学べば、則ち老いて衰えず」とあります。

私の気分は「老いて…」ではなく、「壮にして…」ですが、年齢にかかわらず、学ぶことはとても楽しいものです。

「阿波の自治」の読者の皆様も、自分に合ったキャンパスライフ楽しみませんか。



# 持続可能な循環型社会を目指して

## 徳島版「地方創生特区」

## 上勝町「ゼロ・ウェイスト型エシカル購買モデル形成事業」

上勝町企画環境課係長 菅 翠

上勝町は平成十五年に日本で初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」を行いました。平成三十二年までに「ごみの焼却・埋め立て処分をなくす」という革新的な目標を掲げ、全戸にコンポスターや電動生ごみ処理機の導入を補助し、生ごみは全て家庭で堆肥化し、家庭ごみは町内一ヶ所のごみステーションに自ら持ち込み四十五分別を行うなど、徹底した住民参加型のリサイクルの仕組みを確立しました。

平成二十九年度にはごみステーションに集められる一般廃棄物のリサイクル率は七九%に達し、ごみステーションに併設する「自分はまだいらぬけれどまだ使えるもの」を無料で交換できるリユースショップにおける物の循環率も九〇%を超えています。

一方でリサイクル等の「出たごみをどう処理するか」という施策だけではこれ以上のごみの削減は困難であり、「いかにごみになるものを減らしていくか」が重要であります。そのためには、商品の製造や販売段階から変えていく必要がありますが、食料や日用品の町内購買率は非常に低く、そのほとんどを他地域に頼っている状況です。平成二十八年度に行った調査では、住民の七五%以上は町外、主に徳島市内のスーパーマーケット等で買い物をして、その容器包装類を町内でごみとして破棄しています。これでは、「ゼロ・ウェイストな暮らし」を求めて来る移住者にとっては上勝生活の魅力半減です。このため、本町のゼロ・ウェイストを推進し、さらに持続可能な循環型社

会を広めていくために、住民が購買活動を行う店舗等と協同し、「ごみの出ない」売り方・買い方のモデル改革を進めることとしました。これを、「ゼロ・ウェイスト型エシカル購買モデル」と呼ぶこととし、当事業でこのモデルを確立していくために、まずは適切な①ごみの出ない売り方・買い方の方法を選定すること、②それらを導入し広める上での課題を抽出し、調査や実証実験を通じて改善策を提案すること、③それらを実際の店舗で活用できるようガイドラインにまとめ、店舗での導入を支援すること



四国大学食堂でのドレッシング量り売り実験



地方創生の動き

とを指すものがあります。買利物時に「こみになる」とわかってるもの、主に容器包装類を使用しない仕組みとして、量り売りや裸売り、リタナーブル容器等様々な選択肢がありますが、○容器包装のごみが減ること○必要量買うことにより未使用・食べ残しなどの食品ロスが減ることから「量り売り」の仕組み導入を主な調査・実験対象としました。

平成二十九年度は四国大学食堂において「ドレッシング量り売り」の実証実験を行ったところ、五日間で二五〇名を超える利用があり、おいしさ、新奇性、利用意向においてそれぞれ非常に高い評価を得ました。衛生面や運営においても、問題がないことが検証されました。

平成三十年度はより具体的な運用のための実験として、町内の飲食店二店舗において、その店が食事で提供している原材料等を量り売り対象商品として、売れ残りによる食品ロスをできるだけ出さない仕組みでの販売としました。また、商品を入れておく容器の使



イタリア料理店ペルトナーレの量り売りコーナー

い勝手や、店舗スタッフのオペレーションを検証すると共に商品の細菌検査も行い、安全性を確認した上で、店舗における量り売り導入ガイドラインを作成しました。

また、実験を行った飲食店以外の商店でも、提供できる範囲で量り売りに取り組んでいただき、どの店で、何が量り売りで買えるのかを広報誌で住民に周知すると同時に、本町では従来から資源化を進めたい廃棄物の持ち込みに対してポイントを付与し、様々な商品と交換できるサービスを行っていたため、量り売り利用者や、レジ袋を断つた方に対してはこのポイントを付与す

ることとし、住民が積極的に取り組める仕組み作りを行いました。

量り売りは、店舗にとっては新たな顧客へのサービス価値提供の機会となり、「ゼロ・ウェイストの町、上勝町」を体現する手段として広報効果も期待できます。今後は、廃棄物削減に資する有効なツールとして、量り売りの普及・啓発活動に努めるとともに、何よりも、未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、持続可能な循環型社会を目指して更なる取り組みを続けて参ります。（事業実施主体：特定非営利活動法人ゼロ・ウェイストア카데미）

**ノー・レジ袋ポイントカード**

ノー・レジ袋ポイントカードは9月号広報の折込チラシで配布したほか、協力店にも置いてあります。

**ゼロ・ウェイスト宣言**

2020年達成に向けて

マイ容器でのお買い物でポイントが貯まります！

店舗名	地域	販売・量り売りできる商品
武市商店	旭	揚げ物、魚のひらき、ちりめん等の乾物
神田茶屋	旭	焼き魚、おにぎり、平日曜のみ営業
喫茶いきみ	美実	自家製カレー、喫茶(300円/日)、 茶葉ブレンド茶(300円/日)
福原商事	福原	焼き鳥
中岡商店	福原	刺身(少人数用でも可能)
カフェ・ボールスター	福原	コーヒー豆(挽くことも可能)、ケーキ(町民限定)、焼き菓子 など、餅、各種調味料、飲み物(割引あり)
レストラン・ペルトナーレ	福原	チーズ各種、生ハム、パスタ、オリーブオイル、オリーブ、 ケイパーなど
マグノリア	福原で販売	パン、クッキー等いっきゅう茶屋が受け取り場所になります。 (申事前にいっきゅう茶屋に容器を預け注文しておけば、 毎週月曜と木曜に納品されます)
いっきゅう茶屋	福原	野菜、味噌、米、麦など(事前に注文しておけば大容量で 購入可能、生産者の指定もできる。)
針米米肥料店	徳島	米(ごく少量でも可能)、肥料
RISE & WIN Brewing Co. SBO&General Store	正木	ビール、食器用洗剤、さつまいもチップス、喫茶 ※ビールは口徑が広いボトルの方が入れやすい、ペットボトルでも 購入できるが、その際は取扱いのペットボトルが好ましい。
鶴原商店	正木	魚料理、魚、唐揚げ、魚のフライ(販売していない日も ある)その他、パクリしているもの全般

その他、種々の野菜や果物を購入する際は、巾着などのマイバッグを持ち込んでビニール袋を削減しよう！

**ちりつもポイントキャンペーン**

毎月10名の方に1,000円相当の町内商品券をプレゼント！今月の当選番号は！

77・198・229・263・300  
321・412・417・551・588

引換は「ひだまり」まで。

広報紙で町内量り売り店を紹介

# 県習の memories

阿波市農業振興課課長補佐

## 住友 宏好

### はじめて...

平成二十一年四月一日の午後、久々のワイシャツにネクタイを緩めに締め、お手頃スーツに身をまとい、緊張と不安が九割、期待はたった一割というところでもない状態で研修生として地域振興総局のドアを叩き、静まりかえった総局内でトップバッターとして立たされた。「一言の抱負」のとき、年甲斐もなく全身が鳥肌に包まれたことは十年経った今でも鮮明に記憶しています。私が研修生として地域振興総局市町村課でお世話になったのは、平成二十一年度で、残念ながら当時の記憶もかなり曖昧になっているため、記憶違いなどがあった場合はご容赦ください。

### 前期県習

前期は、市町村課総務・税政担当に配属され、主に固定資産税の家屋と償却資産を担当することとなった訳ですが、持ち前の要領の悪さと税務経験「ゼロ」の私にとっては、想定以上の厳しいスタートになりました（涙）

毎晩「要説固定資産税」を家に持って帰るも、五分と読まないうちにソファでそのまま寝てしまうことが多々ありました。

ほどよく地域振興総局の雰囲気にも慣れ、顔と名前が一致し始めてきた頃、税政担当では市町村を対象とした市町村民税のヒアリングが始まり、立場の逆転に戸惑いを感じながらも、ひたすらポイントの理解と手順の確認に時間を費やした記憶はかすかに残っています。

また、前期に悩まされたのが、やはり市町村からの質疑に対する回答でした。お恥ずかしい話ですが、それまで実務提要や逐条解説の存在どころか、法令すら熟読したことがなかったため、上席だった原田さんには常になべたりで、ヒントを幾つももらい回答案を作成したなんてこともあったかと。多くなるご迷惑をおかけしたことを今更ではあります。深く反省しております。しかし、そこで習得した法令の解釈や考え方、応用方法などが、今となっては様々な場面で活かされている?!と自分では思っています。

新人同然の私にやさしくご指導いた

だいた当時の清久課長補佐をはじめ、総務・税政担当の皆様には大変感謝しております。

### 後期県習

過ごしやすい十月になり後期は市町村課財政担当に配属され、地方債等を担当することとなりました。

前期同様に「ゼロ」からのスタートではありましたが、周囲の雰囲気にも慣れ、比較的余裕をもって業務に臨めるような気がしていました。

が：そんな淡い期待は南部総合県民局企画振興部南振興担当の武内さんからの一本の電話により、アツという間に断ち切れ、年末まで苦悩の日々を送ることになるとは思いもよりませんでした。

研修生の引継書にも「台風が来れば大変かも」程度にしか記載されていなかった単独災害復旧事業、通称「単災」が突如出現したからです。

幾度となく徳島財務事務所の調査官のもとへ足を運び、ここでも工事設計用語からお勉強するも、みるみるうちに徳島財務事務所と市町村の意見に挟まれてしまい、最終的に十分な市町村のサポートができなかった苦い経験を思い出します。

しかし、そこで習得した「業務の進め方」や「事前に理論を提示できる準備をしておく」といったことの大切さは、今となっては様々な場面で活かされている?!と自分では思っています。

阿波市農業振興計画





研修生だより

新人同然の私にやさしくご指導いただいた当時の森口課長補佐をはじめ、財政担当の皆様には感謝しております。

県習後〜現在

研修生としての任を何とか終え、阿波市へ帰任してからは税務課で五年間、住民税を担当し、現在は農業振興課での五年目が始まるうとしています。

税務課時代には説明会やヒアリングと県庁へ出向く機会や市町村課へ電話することもそこそこありましたが、農業振興課に異動してからは市町村課と絡む機会もなくなり、国の補助事業の要綱の解釈と運用方法に苦慮しながらも、多様な担い手の育成・確保と農用地の保全業務に全力投球しているところです。

また、前期の税政担当時のヒアリングがきっかけで、つるぎ町の福島さんとは二〜三年前までお仕事上での付き合いがあり、住民税の年金特徴や中山間直払など、困ったときには相談にのってもらっていました。その節はありがとうございました！

阿波市の農業を少しだけ…

阿波市の最大の強みである農業を継続的に発展させていくために平成三十年三月に「第二次阿波市農業振興計画」を策定し、「伝統・挑戦・活力の阿波市農業」を将来像として掲げ、農業情勢が深刻化する今の時代をチャンスと

捉え、情勢の変化にも柔軟に対応できる施策を展開しています。

特に推し進めていく必要性の高い施策、時代の要請や現状に即し迅速な展開が求められるものを「重点プロジェクト」として位置づけ、魅力ある農産物や六次化商品を「阿波市のいいもの」として認証し、阿波市ブランドの創出や本市のイメージアップにつなげていきます。

また、農業女子をテーマとし、女性の方で農業を変えていく斬新なプロジェクトや本市野菜（阿波ベジ）を食事の際、一番に食べて健康寿命の延伸などにつなげる「阿波ベジファーストプロジェクト」なども展開しています。

そして…と、文字数を稼ぎたいところですが、続きと詳細は、平成三十一年四月に新たに開設した阿波市農業振興課オフィシャルウェブサイト「あわめぐり」をご覧くださいだければと思います。



あわめぐりHP

即戦力にはほど遠く、要領の悪い（今も要領の悪さに変わりはありません！）私をやさしく育ててくれた当時の地域振興総局の皆様と研修生メンバーに改めてお礼を申し上げて本稿を締めたいと思いましたが、ありがとうございます。

最後に

一年間の研修を通して県職員の皆様から習い得たものは多く、私なりの解釈としては、「相談・協議には自分の考え方（結果）をまとめておくこと」も大事ですが、それまでの過程を押さえておくことも重要である…といったところでしょうか。

また、苦楽を共にしてきた（といっても迷惑をかけた）はなしでしたが、汗 平成二十一年度研修生メンバーとの出会いは、今後も大事にしていきたいと思えます。

最近では老眼も徐々に進み、この前までは尿路結石を抱え、いつ襲ってくるかわからない鈍痛と悪戦苦闘し、健康面での不安が増すばかりのこの頃ですが、徐々に研修生メンバーの近況報告飲み会でもできればと思っています。

す。 awaagri.jp まで！

# 雲の上ではいつも晴れ

つるぎ町農林課交流促進室課長補佐

## 三木幸枝

### 研修の思い出と 財産となったもの

私が県庁市町村課で研修させていたのは、今から十三年前、平成十八年度のことです。当時、県下では平成の大合併が進行中であり、わがつるぎ町も平成十七年三月に誕生したばかりでした。合併後、近隣の町村の職員であった方々が上司となり同僚となり、自らの無知や経験の少なさを、以前にも増して痛感することが数多くありました。そんななか、研修生の先輩方の仕事ぶりから、私自身ももっと見識を深めたいという思いが強くなり、研修生を希望しました。

当時、総務省から出向されていた岡市町村課長のもと、前期は行政係、後期は総務・税政係でお世話になりました。年度の途中からは、これまた総務

省から出向してこられた南里さんという、頭脳明晰なうえにとってもチャーム的な女性とお仕事を一緒にすることができ、よい経験となりました。新年があけての仕事始めの日には、彼女と一緒に晴れ着で登庁し、着物姿で仕事をしている様子が新聞に掲載されたのも良い思い出です（ちゃんと一日仕事もしましたよ）。今の私なら、そんなこととんでもない！と思いますが、若さゆえのこと、また、当時は今ほど世知辛くなく寛容な時代であったのかなと思ひ返しています。



晴れ着で登庁の思い出

研修中は、市町村課の皆さん全員が、何かにつけ、根気よく丁寧に指導してくださいました。先輩を育てようとする気持ちや誠実な対応など、仕事をすることで根本となる姿勢を教わっ

たと感じています。また、研修の一環で、関係部署等の管理職の方々が研修生対象に講義を行ってくださいました。県下のリアルな情勢を最前線の方々から伺うことができ、大変貴重な体験であったと思います。

初めて経験する事務も多く、毎日ぐちゃぐちゃな日々という間に過ぎていきました。事務の内容は多岐にわたりましたが、とくに「質疑」と呼ばれるものには四苦八苦しました。県下市町村のベテランの職員でも解釈や対応に苦慮する事案が、質疑として市町村課に上がってくるのです。しかも、その問い合わせの電話を受けた者が回答せねばならないという暗黙のルールがあり、電話が鳴るたびに、びくびくしていたことを思い出します。内容をよく聞き取り、様々な法律や判例に照らし、県としての見解をお答えしなければならぬのですが、そもそも、基本的なことがわかっていないのにイレギュラーな事案について考えなければならぬというのが、私にとっては本当に大変なことでした。上司の方々には、基本のきから指導していただき、感謝に堪えません。

また、当時、職場で女性が男性と肩を並べて、ばりばりと、そしてしなやかに仕事をしている様子を目の当たりにし、感銘を受けたのを覚えています。男女共同参画がうたわれて久しく、近



研修生だより



様々な雑穀



雑穀パンランチ

年では女性活躍が掲げられていますが、当時の自分はまだ、覚悟ができておらず逃げ腰でありました。しかし、第一線で活躍されている女性職員の方々に背中を押され、女性だからという理由で諦めたり逃げたりせず、男女それぞれの良さを活かしながら職務に取り組まなければならぬと強く感じました。これは、自分自身の中で大きな変革であったと思います。当時の女性上司は今でも私のロールモデルとなっています。

同期にも恵まれました。「同じ釜の飯を食う」という表現がぴったりでしょう。個性豊かな方たちばかりでしたが、共に学び共に遊び、(たまに)日本の未来を熱く語ったりして、濃厚な時間を過ごしました。最近では、皆で集まることも少なくなりましたが、それぞれの活躍を伝え聞くと、私も負けていけないと思います。

研修中は、要領の悪さから残業残業の毎日でしたが、状況を理解し文句一つ言っただけでなく応援してくれた夫にも感謝です。

つるぎの五穀パン  
いかがですか

現在私は、つるぎ町交流促進課に配属され、道の駅貞光ゆうゆう館にある事務所に勤務しています。

昨年三月、つるぎ町を含む二市二町の「にし阿波の傾斜地農耕システム」が世界農業遺産に認定されました。それを受け、傾斜地で昔から栽培されてきた雑穀を用いて特産品作りに取り組んできました。そして、このたび、貞光ゆうゆう館と協働で雑穀パンを開発しました。パンには、傾斜地産の「あわ」「こぎび」「たかきび」「はだか麦」、それから「県産米粉」を加えました。それぞれの雑穀の良さを活かすために、配合や加工の仕方を試行錯誤しましたが、香ばしさのあるおいしいパンに仕上がったと思います。名付けて「つるぎの五穀パン」です。

先日、傾斜地で雑穀を栽培している「つるぎ雑穀生産販売組合」の皆さんに、雑穀パンを試食していただきました。みなさんの雑穀がパンになりましたよ！とお知らせして喜んでいただくとうとしていたのに、「これはおいしいでえー!」「いけるいける!がんばんないよ!」と逆に励ましていただきました。傾斜地集落に暮らす皆さんは、自らの地域や暮らしに愛着と誇りを持っていらっしやいます。それがとてもまぶしく思えました。過疎が進むわがつるぎ町ではありますが、人の数という杓子定規で物事の善し悪しを判断するのではなく、雑穀組合の皆さんのように、一人一人がこの町に住む意義を実感しながら充実した日々を過ごさせるよ

う、住民に一番近い自治体職員として、お手伝いができればと決意を新たにしました。

「つるぎの五穀パン」は、ゆうゆう館自家製の豆乳を用いた「豆乳白パン」とあわせて、ゆうゆう館レストランのランチメニューで提供しています。傾斜地農耕システムが育んできた人々の暮らしや文化に思いをはせながら、召し上がっていただければと思います。そして、「にし阿波の傾斜地農耕システム」に関心を持っていただくきっかけになれば、と思っています。貞光ゆうゆう館お待ちしております!

おわりに

「雲外蒼天」。苦しい時を乗り越え、と、明るい未来が待っているという意味だそう。研修時はいろんなことにチャレンジさせていただき、また身に余る責任ある内容の職務で、しんどいなあと感じることもありましたが、今回思い返してみると、どの出来事にも意味が見いだせ、きらきらと輝く経験となっています。現在の私の血となり肉となっているのを感じます。それらの経験を、これからもしっかりと、わがつるぎ町で活かしていければ、それが、指導してくださった先輩方へのご恩返しになるのかなと思います。



阿南市新庁舎

# 「平成三十年度滞納整理の実践と徴収マネジメント」を受講して

阿南市税務課主事

柏木 涼介

## はじめに

阿南市では、平成二十九年五月に新庁舎が完成し、市民の方々からも「以前の庁舎と比較して」広くて明るくなったので気軽に来やすくなった」とお褒めの言葉をいただくこともある反面、「無駄に大きい庁舎を建てる金があるなら市民のためになる使い方が他にないだろうか」との厳しい意見をいただくこともあります。私たち職員は、どちらの声にも応えることができるよう気を引き締めて日々の業務に臨んでいます。

折しも、庁舎完成の翌年十二月に全国市町村国際文化研修所にて開催されました「平成三十年度滞納整理の実践と徴収マネジメント」に参加する機会を得ました。

納税係に配属されて二年目となり、一歩踏み込んだ知識を学びたいという強い気持ちがあったことと、上司からの強い勧めもあり、同じ業務に従事する他の自治体の方と意見を交換することとで、視野を広げる機会にもなることを期待したものです。

## 研修生活について

今回の研修には、北は北海道、南は沖縄県まで全国各地から徴収・滞納整理事務に携わる職員六十九名が参加しました。

研修は五日間の開催でした。研修施設にて宿泊し、共同生活のようなものだったため、多くの研修生と交流しました。初日の夜には懇親会もあり、開催地滋賀県の地酒などのお酒も楽しみながら、意見交換をすることで、距離を縮めることができ、研修生活をより一層充実させることができました。また、個室での宿泊により寛ぐこともでき、とてもリラックスして過ごすことができました。

## 研修について

研修は、実務の先輩方による経験と知識の共有や、弁護士による関連法令の解説とその実務運用の講義があり、最終日には、グループごとに、それぞれの持ち寄った事例から一つ選んで、研修で得た知識を用いた解決策の発表を行いました。

講義については、「徴収事務マネジメント」「徴収困難事例への対応」「徴収率向上の取り組み」の三つのテーマに分かれていました。

「徴収事務マネジメント」については、危機管理や係内での連携の重要性を学びました。

危機管理では、暴力や恫喝に対しては、刑法条文を提示し、犯罪行為であることを知らせて、警察との迅速な連携をすることが重要であるという、講師の経験談を織り交ぜた説明を受けました。

そのほか、係内での連携のあり方としては、月一回以上の係内会議を開き、細かな業務管理を行うことが、職員個々の能力向上に繋がるとの説明を受けました。

「徴収困難事例への対応」では、給与差押等に応じない第三債務者への対応や、相続人が存在しない死亡者に対する滞納税の処分が主なテーマでした。

第三債務者が、給与差押等に応じない場合には、支払い督促の申立てを行い、最終的には取立訴訟を提起することになります。実際に取立訴訟を行っている自治体の中には、議会の承認が

必要な訴訟の提起を市長の専決処分とし、迅速に滞納処分を実現している自治体もありました。

相続人が存在しない死亡者に対する滞納税の処分については、相続人が存在しないことを確認したときには、速やかに相続財産管理人選任の申立てを行い、管理人に財産の処分や納税を任せることで解決できると教わりました。しかしながら、その申立ては、予納金を予算として計上できるかの問題もあり、研修に来ていた自治体の多くが、現実には困難であることを痛感させられました。

最後に、「徴収率向上への取り組み」については、生活再建型滞納整理と徴収の一元化の二つが紹介されました。

生活再建型滞納整理は、借入金の返済により税を滞納している者には、弁護士を介し、過払い金の回収相談や債務整理を行うように指導することや、借入金返済計画の再考（リプランニング）等をさせ、滞納税が放置されないように対策する手法です。この生活再建型滞納整理では、最終目標を納期内納税者へ更生させることとしているため、新たな滞納を予防する効果もあるのですが、徴収担当職員ができることは、生活状況の聞き取りから弁護士への誘導までであり、弁護士との連携が重要となります。徴収担当課に顧問弁護士を配置している自治体では、運用が容易ではありますが、そうでない自治体では、滞納者に弁護士を探すことから始めてもらう必要がある点など、多くの課題について考えさせられました。

た。

徴収の一元化では、実際に債権回収対策室を設置し、一元化を図っている貝塚市をモデルケースとした説明がありました。同市では、滞納者の多くが税とともに税以外の債権も同時に滞納している場合が多く、担当課ごとの重複した調査などの業務の非効率化や、徴収担当職員の人員削減による限界などを受けて、徴収の一元化を導入することになったとの説明がありました。債権回収の効率化を考慮すると非常に合理的な体制だと思いましたが、同時に、債権回収対策室の職員には、各債権の性質など多角的な知識が求められるため、業務の負担が大きいのではないかともしました。

最終日には、これまでの講義で得た知識を基に、各グループで一つの事例を出して、解決策を検討し、発表することになりました。私のグループは、国民健康保険税（料）を担当している職員が多かったため、高額滞納者となった個人事業主への滞納整理手法について検討し、差押等の手続きを進めながら、生活再建型滞納整理を並行していくべきだとの結論にいたしました。個人事業主には、金融機関から融資を受けている者も多いことから、過払い金請求や返済計画の再考に応じる可能性が高いため、差押をした上で、換価を猶予し、完納に向けて前向きに行動しなければ換価されてしまうという状況を作ること、生活再建型滞納整理へ誘導する柔軟織り交ぜた手法を発表し、他のグループからも賛同があっ

たことは、とても嬉しく思いました。

## おわりに

今回の研修では、実に多くの知識を吸収することができました。今までに実務で行っていたことをさらに掘り下げた新しい手法を学び、新たな手法を実用するには、どのような課題があるかに気付くこともできました。講師のみならず、同じ徴収業務に携わる全国各地の職員と交流を持てたことは、とても貴重な経験で、有意義な時間でもありました。中でも、「常に納期内納税者の視点に立つての滞納整理をすべきである」という講師からの教えは、心に大きく響きました。滞納者を相手にするばかりで忘れがちになってしまいう納期内納税者ですが、納期内納税者の思いに心えるためにも、滞納整理事務は存在すると感じました。

徴収業務のみならず、公務員として仕事を行う以上、納税者の思いや気持ちを受けて、職務を遂行しなければいけないことを肝に銘じて強く邁進していきたいと思えました。

最後になりましたが、有意義な研修に送り出してくださった職場の上司や同僚の皆様をはじめ、お世話になりました研修所の皆様には、この場をお借りして感謝を申し上げます。



# 那賀町

## ナカドローンフィールド整備事業

那賀町は平成17年の町村合併により誕生し、人口は11,381人（住民基本台帳年報）でしたが、平成27年の人口は8,402人（平成27年国勢調査）と合併後10年間で大きく減少しています。

そうした背景の中、「徳島ドローン特区」として2015年に徳島版地方創生特区の1次指定を受けて以来、山や河川などの本町ならではの豊かな自然を活かしながら、教育機関及び関連企業、地域住民と連携し、人口減少問題や経済の活性化など、地域課題の解決策としてドローンを利活用した取り組みを推進しています。

その取り組みの一環として、地方創生拠点整備交付金やとくしま創生推進事業にかかる助成金などを活用し整備を進めていますのが、小型無人航空機利活用拠点施設「ナカドローンフィールド」です。「ナカドローンフィールド」は、鷲敷地区のさくら公園に隣接する町有林の一部を伐採して、ドローンレース、実証実験、操縦講習など多様な使用方法が可能となるように、約7,200平方メートルの施設面積となっています。また、バッテリーの充電装置や組み立て、修理スペースを有する作業用東屋を併設していますので、長時間のご利用や現地での機器類の調整作業にも対応しています。

フィールドの中心にあるレースコースは、8の字を組み合わせた延長532メートルのコースで、起伏が激しく林間をくぐり抜ける上級者コースと、平坦で障害物の少ない初心者コースのどちらにも設定可能ですので、幅広い層のユーザーが楽しめるようになっています。昨年12月に4名のドローンレーサーを招待し、プレオープンイベントとして開催したデモレースでは、レース用ドローンが木々の間を時速100キロメートル



ナカドローンフィールド全景



作業用東屋

で疾走する大迫力のレースが展開され、レーサーからは「自然を活かしたエキサイティングなコース」との高評価をいただきました。

また、フィールドの約半分の面積を占める森林部では、今年2月に公益社団法人徳島森林づくり推進機構が実施主体となり、コンテナ苗運搬実証実験が行われました。電動ウインチを搭載したドローンに、杉のコンテナ苗を積載し目的地到着後ウインチで地面に降ろすという森林部を山中に見立てての実験でしたが、実践さながらの検証ができたことにより課題点も判明し、林業が盛んな本町の植林現場への早期導入が期待されているところです。

さらに、今後は那賀高校森林クリエイト科の林業に特化した操縦講習や災害時の情報収集及び物資運搬の訓練などを予定しています。

このように「ナカドローンフィールド」の利用方法は、レースや空撮などのアクティビティだけでなく、社会的貢献や産業の活性化に資する実証実験、未来の人材を育成



施設看板

する操縦講習など多岐にわたっていますので、様々なアイデアが生まれ熟成することにより、地域の課題解決へと繋がることを目指して施設の利活用を推進していきたいと思います。

現在、飛行制限が強化され都市部ではほとんど見かけないドローンですが、ここでは比較的自由にドローンを飛ばすことができます。

「ナカドローンフィールド」をぜひご利用下さい。

### お問い合わせ

那賀町まち・ひと・しごと戦略課  
ドローン推進室  
TEL 0884-62-1184



## 上板町

## 技の館周辺における「上板創生プロジェクト」



ドッグスペース



ガラスハウス

2014年（平成26）11月の国会で「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連二法が可決・成立したことにより、東京一極集中を解消し、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、国全体の活力を上げようとする政策が立ち上がり、全国の自治体が地方版総合戦略を策定し、さまざまな取り組みを行うことに交付金制度が設けられました。

上板町も「少子高齢化」や「人口減少」などの課題を抱えており、克服してゆくためには、「まち」、「ひと」、「しごと」の好循環を確立し、「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」を同時一体的に図るための取り組みが強く求められておりました。

こうした中、全国から上板町への「人の流れ」をつくり、町の活性化を図るとともに、東京オリ・パラを見据え、上板町の強みである「藍」を活かした魅力発信を行うため、国の地方創生推進交付金等を活用し、「上板創生プロジェクト」を実施することとなりました。

この「上板創生プロジェクト」は「とくしま上板熱中小学校の開校」と「ジャパンプループロジェクト」の2つの事業から構成されております。

## 【とくしま上板熱中小学校】

熱中小学校は、内閣府が地方創生のモデル事業として全国に向けて紹介している事業であり、現在全国12市町村が連携して実施しており、国外においても、2月にシアトル熱中小学校が開校しました。

とくしま上板熱中小学校は、平成29年4月に開校し、さまざまな分野の第一線で活躍する方々を講師に迎え、地域ならではの「伝統文化」から、「起業」、「IT」、「地場産業の振興」まで、多彩な魅力溢れる講義を、関係市町村をネットワークで繋ぎながら実施しており、地方創生を担う「人材育成」はもとより、「交流人口の増加」、「町のPR促進」を図ってまいりました。



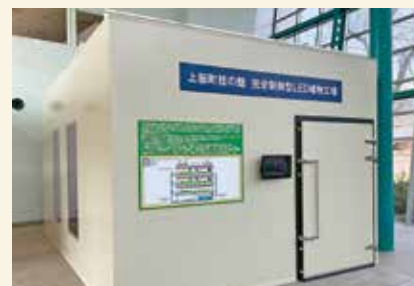
とくしま上板熱中小学校授業風景

講義以外にも、課外活動も積極的に実施しており、生徒を中心として、技の館東隣にある古民家を有効活用する「古民家再生班」、ネット環境の知識を高める「IT班」、藍の栽培から染づくり、染色、製品の販売までをすべて行う「藍班」、いろいろなものを作る「ものづくり班」、健康づくりに取り組む「ハイキング班」、地域の特産品を開発する「アイスクリーム班」、環境にやさしい藁の家を提案する「ストローベイルハウス班」等さまざまな活動を行っております。

## 【ジャパンプループロジェクト】

東京オリ・パラの公式エンブレムに藍色が採用されたことにより、これまで以上に藍への関心が非常に盛り上がってきております。「すくも」生産量日本一の町として、徳島県とも連携を図りながら、藍のブランド化や生産力の強化、新たな阿波藍染製品の開発や、海外展開に向けたPR活動、「すくも」生産量の全国調査、将来に向けた「担い手確保」等さまざまな取り組みを行っていますが、本プロジェクトは「藍の里＝上板町」として、永遠に関わっていく事が必要と考えております。

地方創生推進交付金を活用して、技の館屋上における「星空観察とドローン基地」、季節を問わず藍を栽培する「LED植物工場」、藍を水耕栽培できる「ガラスハウス」を設置したり、とくしま創生推進事業助成金を活用した「ドッグスペース」も完成し、技の館周辺も大変賑わってきました。



LED植物工場

今回の「上板創生プロジェクト」の取り組みは、今回掲載されるページ数ではとても語りきれることではありません。是非とも皆様に技の館に立ち寄りいただき、いろいろなものを見学していただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

## お問い合わせ

上板町 技の館

TEL 088-637-6555

# 若年層に向けた選挙啓発活動について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局併任） 森 俊 貴

## はじめに

近年の選挙では、若い世代の投票率の低さが全国的に問題となっているが、徳島県は特に投票率が低い県となっている。資料1は平成二十九年衆議院議員総選挙における十八歳及び十九歳の投票率を都道府県別に示したものである。十八歳・十九歳の合計投票率を見ると徳島県は三一・五九%で全国ワースト一位を記録している。

本稿では、若年層の投票率改善を目的としたものを中心に、徳島県選挙管理委員会が行っている啓発活動を紹介する。

## 常時啓発

常時啓発とは、政治や選挙への意識を向上させるために普段から継続して行う啓発活動のことである。

### 一 高等教育期間との連携

(一) 「選挙啓発の連携協力に関する協定」の締結

平成二十九年十二月に、徳島県選挙管理委員会と県内の高等教育機関（徳島大学・鳴門教育大学・阿南工業高等専門学校・徳島文理大学・四国大学・徳島工業短期大学の六校）において「選挙啓発の連携協力に関する協定」を締結した。これにより、啓発活動において高等教育機関の協力を得ることができるようになり、後述の啓発活動を平成三十年から行うこととなった。

### (二) 出前講座

平成三十年中は計五回、高等教育機関の授業時間や授業後などに出前講座を開催し、延べ四百四十八名の学生へ選挙の重要性について出前講座を行った。これらの講座では、総務省が派遣する主権者教育アドバイザーの講義や、架空の候補者が掲げる政策を見比べ、実際の選挙と同様の器材や方法で投票する模擬投票を行った。



出前講座

### (三) 大学祭における啓発活動

先述の「選挙啓発の連携協力に関する協定」を締結した教育機関のうち、四校の学園祭にて、明るい選挙イメージキャラクタのめいすいくんによるPRや啓発チラシの配布などの活動を行い、延べ七百三十九名へチラシを配布した。



大学祭

資料 1

第 4 8 回 衆議院議員総選挙年齢別投票者数調（18歳・19歳）（全数調査）

都 道 府 県	有権者数			投票者数			投票率				<参考>				
	18歳	19歳	計	18歳	19歳	計	18歳	順位	19歳	順位	計	順位	全体の投票率	順位	
北海道	45,976	47,113	93,089	24,926	17,870	42,796	54.22	6	37.93	5	45.97	4	60.30	7	
青森県	11,966	11,268	23,234	5,767	3,213	8,980	48.19	25	28.51	30	38.65	30	54.17	26	
岩手県	11,688	10,807	22,495	6,470	3,453	9,923	55.36	4	31.95	20	44.11	8	59.15	9	
宮城県	21,615	22,265	43,880	9,837	7,183	17,020	45.51	36	32.26	19	38.79	28	52.83	32	
秋田県	8,500	7,909	16,409	4,505	2,294	6,799	53.00	7	29.00	28	41.43	18	60.57	5	
山形県	10,047	9,811	19,858	5,855	3,525	9,380	58.28	1	35.93	8	47.24	1	64.07	1	
福島県	19,076	18,067	37,143	9,532	5,051	14,583	49.97	18	27.96	32	39.26	25	56.69	15	
茨城県	28,192	28,372	56,564	11,884	8,107	19,991	42.15	44	28.57	29	35.34	40	51.53	37	
栃木県	18,316	18,035	36,351	8,784	5,310	14,094	47.96	27	29.44	25	38.77	29	51.65	36	
群馬県	19,159	19,479	38,638	9,140	6,040	15,180	47.71	29	31.01	22	39.29	24	51.97	33	
埼玉県	67,836	70,454	138,290	32,476	26,590	59,066	47.87	28	37.74	6	42.71	12	51.44	38	
千葉県	57,311	59,727	117,038	26,112	20,187	46,299	45.56	35	33.80	13	39.56	23	49.89	44	
東京都	106,077	115,547	221,624	52,210	45,906	98,116	49.22	22	39.73	2	44.27	7	53.64	28	
神奈川県	83,576	87,820	171,396	40,086	33,890	73,976	47.96	26	38.59	3	43.16	9	51.97	33	
新潟県	21,123	21,417	42,540	11,967	7,092	19,059	56.65	3	33.11	16	44.80	5	62.56	2	
富山県	9,852	9,851	19,703	4,559	2,446	7,005	46.27	32	24.83	43	35.55	38	54.00	27	
石川県	11,215	11,895	23,110	5,063	3,507	8,570	45.14	38	29.48	24	37.08	35	58.16	10	
福井県	7,772	7,740	15,512	3,940	2,251	6,191	50.69	13	29.08	27	39.91	21	55.92	22	
山梨県	8,363	8,590	16,953	4,818	3,018	7,836	57.61	2	35.13	9	46.22	3	60.71	3	
長野県	20,349	19,825	40,174	11,233	5,989	17,222	55.20	5	30.21	23	42.87	11	60.40	6	
岐阜県	20,360	20,092	40,452	10,292	6,668	16,960	50.55	14	33.19	15	41.93	17	56.55	16	
静岡県	34,577	33,641	68,218	16,469	9,340	25,809	47.63	30	27.76	34	37.83	33	56.32	19	
愛知県	73,602	76,153	149,755	38,900	31,172	70,072	52.85	8	40.93	1	46.79	2	54.65	25	
三重県	17,453	17,486	34,939	8,811	6,011	14,822	50.48	15	34.38	10	42.42	15	57.09	12	
滋賀県	14,641	14,668	29,309	7,486	5,640	13,126	51.13	12	38.45	4	44.78	6	56.32	19	
京都府	24,402	25,577	49,979	11,233	8,669	19,902	46.03	34	33.89	12	39.82	22	50.90	39	
大阪府	85,886	87,676	173,562	35,293	27,713	63,006	41.09	46	31.61	21	36.30	36	48.39	46	
兵庫県	53,158	54,314	107,472	20,136	14,337	34,473	37.88	47	26.40	39	32.08	46	48.62	45	
奈良県	14,103	14,177	28,280	6,838	5,340	12,178	48.49	24	37.67	7	43.06	10	55.66	23	
和歌山県	9,250	9,373	18,623	4,046	2,561	6,607	43.74	42	27.32	37	35.48	39	52.96	31	
鳥取県	5,339	5,274	10,613	2,628	1,453	4,081	49.22	21	27.55	35	38.45	32	56.43	17	
島根県	6,199	6,010	12,209	3,090	1,610	4,700	49.85	19	26.79	38	38.50	31	60.64	4	
岡山県	18,537	18,912	37,449	7,895	4,859	12,754	42.59	43	25.69	42	34.06	43	50.09	43	
広島県	26,822	27,638	54,460	11,767	7,171	18,938	43.87	40	25.95	41	34.77	41	50.17	42	
山口県	12,949	13,081	26,030	6,069	3,599	9,668	46.87	31	27.51	36	37.14	34	55.23	24	
徳島県	6,852	6,939	13,791	2,851	1,505	4,356	41.61	45	21.69	47	31.59	47	46.47	47	
香川県	9,461	9,296	18,757	4,371	2,426	6,797	46.20	33	26.10	40	36.24	37	53.08	30	
愛媛県	12,847	12,731	25,578	5,623	2,777	8,400	43.77	41	21.81	46	32.84	45	50.74	40	
高知県	6,378	6,165	12,543	2,807	1,461	4,268	44.01	39	23.70	44	34.03	44	51.87	35	
福岡県	47,508	49,624	97,132	23,081	16,087	39,168	48.58	23	32.42	18	40.32	20	53.31	29	
佐賀県	8,342	8,060	16,402	4,304	2,695	6,999	51.59	10	33.44	14	42.67	13	59.46	8	
長崎県	12,993	12,149	25,142	6,816	3,538	10,354	52.46	9	29.12	26	41.18	19	57.29	11	
熊本県	16,628	15,893	32,521	8,558	5,233	13,791	51.47	11	32.93	17	42.41	16	57.02	13	
大分県	10,473	10,714	21,187	5,265	3,050	8,315	50.27	17	28.47	31	39.25	26	56.98	14	
宮崎県	10,252	9,469	19,721	4,641	2,130	6,771	45.27	37	22.49	45	34.33	42	50.48	41	
鹿児島県	14,688	13,518	28,206	7,304	3,760	11,064	49.73	20	27.81	33	39.23	27	56.09	21	
沖縄県	16,223	15,621	31,844	8,185	5,359	13,544	50.45	16	34.31	11	42.53	14	56.38	18	
合 計	1,177,932	1,200,243	2,378,175	563,923	399,086	963,009	47.87		33.25		40.49		53.68		
<参考>	18歳、19歳合計の投票率（抽出調査）						《10月24日公表》		50.74		32.34		41.51		



## 二 模擬投票体験事業

総務省が平成二十八年に行った調査によると、子どもの頃に親の投票について行ったことがある人の投票率は、そうでない人よりも二十ポイント以上高い。投票率向上のためには、現在選挙権がある人だけでなく、将来の有権者のための啓発も不可欠である。

親子連れや若い世代への啓発活動として、模擬投票体験事業を各市町村の明るい選挙推進協議会や民間企業の協力のもと開催している。平成三十年はフジグラン石井とイオンモール徳島にて、徳島県マスコットキャラクターのすだちくん、開催地のマスコットキャラクター、めいすいくんの三キャラクターを候補として投票してもらい、延べ八百四十六の投票があった。



模擬投票体験事業

## 三 若者向け選挙啓発動画の作成

若年層の政治への関心を高め、主権者意識を高めるために、若者向け選挙啓発動画を二種類作成した。県庁一階県民ホールで放映されたほか、YouTubeやFacebookでも公開されている。(徳島県選挙管理委員会事務局ホームページ「選挙(Senkanのページ)」にリンク掲載中)

## 臨時啓発

臨時啓発とは、選挙の時期に行われる、投票日の周知や投票参加の呼びかけなどの啓発活動のことである。本稿においては平成三十一年四月執行の第十九回統一地方選挙に向けて行った臨時啓発を一部紹介する。

### 一 高等教育機関の協力による周知

「選挙啓発の連携協力に関する協定」を締結した各校に協力を依頼し、学生向けメーリングリストやポータルサイト、校内放送などで投票日の周知、投票参加の呼びかけを行う。

### 二 テレビやラジオのCM

ケーブルテレビやラジオで、投票日の周知を行う。テレビCMでは常時啓発の紹介の中でふれた若者向け選挙啓発動画を活用する。

### 三 卓上広告塔の設置

各市町村や金融機関、郵便局などへ依頼し、投票日などが記載された卓上広告塔を設置。

あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ  
～子どもと一緒に選挙にいこう～

出陣券  
子どものころは  
お父さんと選挙に  
いったなあ。  
次が大きったら  
私も投票  
したいなあ。

〇〇年後

「一緒に投票箱に入場できるのは、  
18歳未満の子どもです。」  
子どもの頃に親の投票についていたことのある人、ない人の投票参加の比較

子どもたちの投票	63.0%	以上高い!
親の投票	41.8%	

お父さん  
お母さん

「めいすいくん、の「か」がないよ!  
めいすいくんは投票箱で「か」のキャラクターで、  
本物の選挙箱と違って「か」がついてるよ。  
次の選挙では、自分の目で確かめてみよう!

総務省 (公財)明るい選挙推進協会・若者選挙ネットワーク

選挙のまちがいさがし  
～いよいよ選挙当日、上の絵と下の絵でちがうところが5つあるよ。さがしてみよう!～

ただしい絵  
まちがいの絵

「めいすいくん、の「か」がないよ!  
めいすいくんは投票箱で「か」のキャラクターで、  
本物の選挙箱と違って「か」がついてるよ。  
次の選挙では、自分の目で確かめてみよう!

総務省 (公財)明るい選挙推進協会・若者選挙ネットワーク

親子連れ投票チラシ (H30・総務省発行)

## 四 徳島ヴォルティスホームゲームでの広報

スタジアムのオーロラビジョンでの若者向け選挙啓発動画放映や、スタジアム内放送を通じて投票参加を呼びかける。

## 主権者教育

資料2は、各高等教育機関で出前講座の際に行ったアンケートの集計結果である。選挙に行かない、と回答した人（0〜2）の理由として、興味がない、よく分からない、自分一票で悪い人が政治家になるのが嫌だから、といった意見があった。投票に行くことがいかに大事であるかを伝えても、そもそも政治に対しての関心やどのような社会にしたいというビジョンがなければ投票率の向上は難しい。そこで重要になってくるのが自ら考える力を培うということである。

総務省が実施している「主権者教育の推進に関する有識者会議」の中では、主権者教育とは、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者を育てること、と定義されている。また、文科省の検討チームの提言によると、主権者教育の目的は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として、主体的に担うことができる力を身につけさせること、とされている。

主権者教育とは、学校で行うものが全てではなく、各家庭も重要な役割を担うことになる。

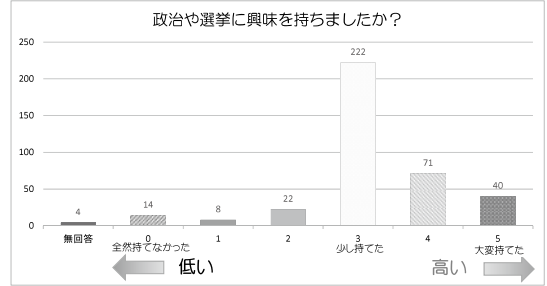
## おわりに

平成三十年度は、様々な啓発活動を新たにを行ったが、その中でも新たな課題が多く見つけた。特に、投票率の向上には各市町村の選挙管理委員会や教育委員会だけでなく、様々な機関、団体と幅広く協力し政治について考えるきっかけをつくる必要があると感じた。

## 資料 2

### H30出前講座におけるアンケート結果

#### 1 今日講座を受講して、「政治」や「選挙」について興味を持ちましたか？



#### <学校別の回答>

学校名	無回答	0	1	2	3	4	5	合計
工業短期大学	1	7	1	3	42	11	3	68
徳島大学	0	0	0	2	38	21	11	72
阿南高専	1	6	5	10	91	22	16	151
文理大学	2	1	2	7	51	17	10	90
合計	4	14	8	22	222	71	40	381

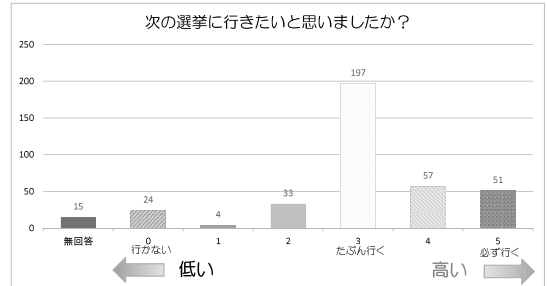
#### <興味を持てなかった(0~2) 理由>

学校名	無回答	政治・選挙はよく分からない	政治が良くなると思えない	自分には関係が無い	政治・選挙に嫌悪感がある	その他	合計
工業短期大学	—	—	—	—	—	—	—
徳島大学	0	1	1	0	0	1	3
阿南高専	0	6	11	5	2	0	24
文理大学	0	2	7	1	0	0	10
合計	0	9	19	6	2	1	37

#### <その他の理由>

- 徳島大学: 政治を信用できない
- 阿南高専: なし
- 文理大学: なし

#### 2 今日講座を受講して、次の選挙に投票に行きたいと思いませんか？



#### <学校別の回答>

学校名	無回答	0	1	2	3	4	5	合計
工業短期大学	1	8	1	5	38	11	4	68
徳島大学	2	1	1	4	34	15	15	72
阿南高専	8	12	2	13	81	16	19	151
文理大学	4	3	0	11	44	15	13	90
合計	15	24	4	33	197	57	51	381

#### <行かないと思う(0~2) 理由>

- 工業短期大学: 興味が無い、時間が無い、めんどくさい、あまりよく分からない
- 上辺の演説では人間性が分からないし、自分の一票で悪い人が政治家になるのが嫌だから

学校名	無回答	面倒くさい	興味を持っていない	投票手続きが分からない	一票で何が変わると思えない	時間が無い	政治のことが分からない	その他	合計
工業短期大学	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島大学	2	1	1	0	1	2	1	2	10
阿南高専	1	9	7	2	4	4	5	3	35
文理大学	0	5	1	3	3	3	2	0	19
合計	3	15	9	3	8	9	8	5	60

#### <その他の理由>

- 徳島大学: 住民票を移していない
- 政治に詳しくない・興味が無い人が投票することは世の中のことを考えて投票する人に対して失礼に感じるから
- 阿南高専: 政策に共感できる候補者がいない
- 文理大学: なし

例えば投票に子どもを連れて行く、ニュースについて会話の話題にする、といったことをするかどうかで子どもの社会問題や政治に関する興味を持つかどうかは大きく変わる。

# 地方公務員災害補償制度について

市町村課主事（行政担当） 新 開 利 恵

## はじめに

近年、人口減少と高齢化の急速な進行や住民ニーズへの対応などにより、地方公務員を取り巻く環境は、複雑かつ多様化しており、地方公共団体が、地域社会や住民に対してなすべき責務や職員に求められる役割、責任等がますます高まっています。また、長時間勤務の縮減等によるワーク・ライフ・バランスの実現や公務能力の向上などを目的とした働き方改革が進められるなかで、安全衛生管理体制のいっそうの充実も求められています。

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上又は通勤により災害を受けた場合に、当該職員及びその遺族に対して補償を行い、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであり、職員が安心して勤務に精励できるようにするために必要不可欠な制度です。本稿では、地方公務員災害補償制度の体系や補償について紹介します。

## 地方公務員災害補償制度とは

### 〈災害補償制度の意義〉

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害または死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされています。民法上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることとこの点において異なります。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。さらに、災害補償制度は、一部に年金が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業も行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であって、賠償責任保険的な性格とは異なつた制度となっています。

### 〈災害補償制度の適用関係〉

地方公務員等の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、職員については法務規定により地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、非常勤職員については、法に基づく条例、労働者災害補償保険法、消防団員等の公務災害補償等責任共済等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています。

### 〈地方公務員災害補償基金〉

地方公務員災害補償基金（以下「基金」とい



う。は、法によって設置された法人で、職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合にこれに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体等に代わって行うものとされており、本部を東京都に、各都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二五二号の一九第一項の指定都市にそれぞれ支部を置いています。徳島県支部は、支部長（知事）、副支部長（経営戦略部長、経営戦略部副部長）のもと、経営戦略部職員厚生課内に事務局を設置し、事務長（職員厚生課長）を中心として、公務災害・通勤災害の認定、補償事務等を行っています。また、教育委員会、警察本部、政策創造部市町村課にも支部職員を配置しています。

〈基金の補償対象者〉

- (1) 常勤職員：全ての常勤職員（一般職、特別職は問わない。）
- (2) 法の適用対象となる非常勤職員
- ① 再任用短時間勤務職員などの短時間勤務職員
- ② 常勤的非常勤職員

・雇用関係が継続していること

- ・常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が、引き続いて十二月を超えるに至ること
- ・その超えるに至った以後も引き続き当該勤務時間により勤務することとされていること

※法の適用対象とならない非常勤職員等につ

いては団体ごとの条例、労働者災害補償保険法などが適用。

〈補償の手続〉

災害補償は、次の手順によって行います。（資料①）

- ① 被災職員又はその遺族等は、任命権者を経由して、支部長に対し各種補償（傷病補償年金を除く。）の請求を行います。
- ② 任命権者は、当該災害の認定に関して意見を付し、提出された請求書の記載内容を点検し、所用の証明等を行い支部長に送付します。
- ③ 支部長は、当該災害が公務又は通勤により生じたものか否かをすみやかに認定し、各種補償の決定を請求者及び任命権者に通知します。
- ④ 公務災害又は通勤災害と認定した災害にかかる各種補償の請求に対しては、それぞれ法の定めるところに従い、現物給付又は金銭給付の形で補償を実施します。

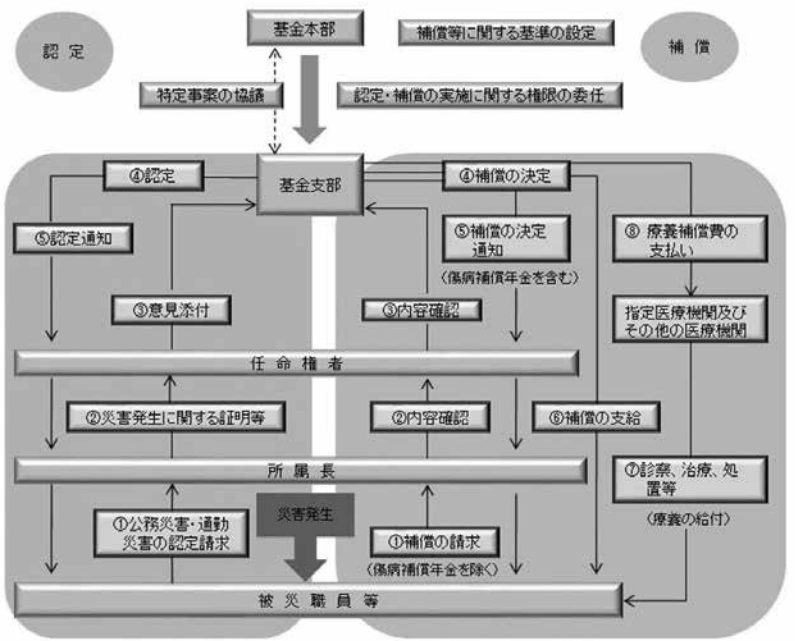
認定について

公務災害・通勤災害として補償の対象となるためには、災害が公務上若しくは通勤による災害として認定されなければなりません。

〈公務災害〉

- (1) 公務上の負傷の認定  
負傷の公務上外の認定は、原則として被災

資料① 認定・補償の流れ



職員の公務遂行中に生じたかどうかを判断して行います。これは、負傷の発生が外面的で可視的であり、公務との間に直接的な因果関係の成立が認められるので、公務遂行性が認められれば、特に医学的診断を要せずとも公務起因性が認められるためです。

しかし、公務遂行中に生じた負傷であっても、故意又は本人の素因によるものや天災地変によるもの、偶発的な事故によるものは原則として公務災害とは認められません。

- (2) 公務上の疾病の認定  
地方公務員災害補償法上の疾病は、①公務

上の負傷に起因する疾病、②職業病、③公務に起因することが明らかでない疾病に分けられ、公務上外の判断にあたっては、公務上の負傷の場合と異なり、公務起因性（＝相当因果関係）が問題となります。このうち、公務上の負傷に起因する疾病は、医学的に発生要因が明らかであることが多く、職業病は、有害作業を受ける公務と、これに起因して生じる疾病との間に医学的な因果関係の存在が確立されています。対して、その他の疾病は、発病に関して公務以外の要因（素因や基礎疾患、既存疾病など）が関与することが多いため、公務が相対的に有力な原因として作用したことが認められる場合に限り、公務上の災害として取り扱われます。

〈通勤災害〉

通勤災害は、職員が、勤務のため、①住居と勤務場所との間の往復、②勤務場所等から他の勤務場所への移動、③①の往復に先行し、又は後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害とされています。

〈認定要件〉

公務災害として、認定されるためには次の要件を満たす必要がある

- （１）公務遂行性：被災職員が、公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと
- （２）公務起因性：公務と災害との間に相当因果関係があること

〈補償の種類〉

現在、基金の行う補償は、資料②のとおりです。

資料②

補償の種類

名称	補償事由	補償内容
療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである（療養上相当と認められるものに限る。）。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送
休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等に拘束若しくは収容されている者には行わない。
傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則（以下「則」という。）別表第二に定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給する。
障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき別表第三に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、8級から第14級までは一時金を支給する。
介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、別表第四で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間（病院等に入院している間又は身体障害者療護施設等に入所している間を除く。）支給する。
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合	(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（ただし、妻以外の者にあつては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は60歳以上のもの（一定の障害の状態にあるものを除く。））で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給する。 (2) 遺族補償一時金 ① (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。 ② 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、①の場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として①の者に支給する。
葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合	遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）に対し、315,000円に平均給与額の30日分に相当する額を加えた金額（この額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する金額）を支給する。
障害補償年金差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額を支給する。
障害補償年金前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。
遺族補償年金前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。
(船員の特例) 予後補償	傷病が治ったとき勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を、治った日の翌日から、勤務することができない期間（1月を超えるときは、1月間）支給する。ただし、刑事施設等に拘禁又は収容されている者には行わない。
(船員の特例) 行方不明補償	船員が公務上行方不明になった場合	行方不明になったとき、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日から、その行方不明の期間（3月を超えるときは、3月間）1日につき平均給与額の100%に相当する金額を支給する。ただし、当該期間が1月に満たない場合は行わない。

資料③

徳島県 公務・通勤災害の認定件数の推移(単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公務災害	178	134	164	161	176
通勤災害	21	29	12	27	15
合計	199	163	176	188	191

資料④

徳島県 平成29年度職種別認定状況

職種区分	対象職員数(人)※	認定件数(件)		
		公務災害	通勤災害	計
義務教育学校職員	5,383	21		21
義務教育学校職員以外の教育職員	3,820	28		28
警察職員	1,835	27	1	28
消防職員	1,070	10		10
電気・ガス・水道事業職員	549	3		3
運輸事業職員	72	1		1
清掃事業職員	586	17		17
船員	19			0
その他の職員	11,009	69	14	83
合計	24,343	176	15	191

※ 対象職員数は、平成30年度概算負担金に基づく人数

資料⑤

徳島県 平成29年度公務災害認定事由別発生件数

認定事由	認定件数(件)	構成比(%)
通常の職務遂行中	127	74.3
臨時に割り当てられた職務遂行中	14	8.2
準備行為又は後始末行為	3	1.8
出張中又は赴任の期間中	10	5.8
レクリエーション参加中	3	1.8
その他	5	2.9
負傷に起因する疾病	4	2.3
公務に起因することが明らかな疾病	5	2.9
合計	171	100

資料⑥

徳島県 補償額・福祉事業の支払額(単位:円)

区分	27年度	28年度	29年度	前年比		
補償	療養補償	48,095,142	53,469,032	53,823,878	354,846	
	休業補償	0	0	0	0	
	傷病補償年金	0	0	0	0	
	障害補償	年金	40,213,631	39,562,665	44,169,855	4,607,190
		一時金	12,195,743	18,128,128	2,718,936	△ 15,409,192
	介護補償	2,783,679	2,631,959	3,125,977	494,018	
	遺族補償	年金	113,654,079	117,701,557	114,515,986	△ 3,185,571
		一時金	0	0	0	0
	葬祭補償	0	780,300	0	△ 780,300	
	計	216,942,274	232,273,641	218,354,632	△ 13,919,009	
福祉事業給付金	44,757,675	59,871,235	44,832,178	△ 15,039,057		
合計	261,699,949	292,144,876	263,186,810	△ 28,958,066		

認定状況 (資料③、④、⑤、⑥)

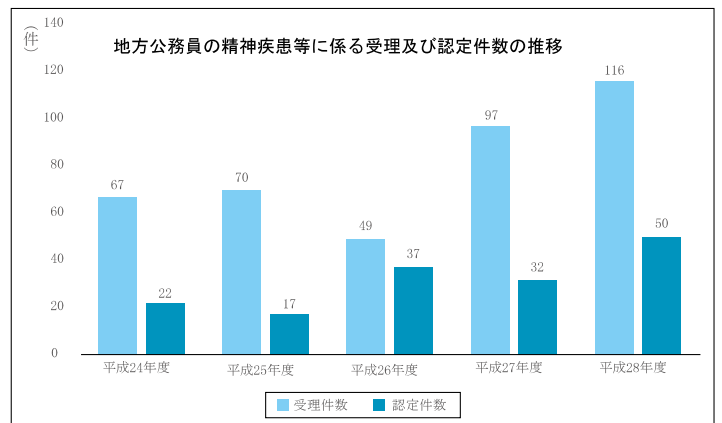
現在、徳島県支部における対象団体は五四団体(県一、市八、町村一六、一部事務組合二九)、対象職員は二四、三四三人となっています。(職員数は平成二十八年度確定負担金ベース)

平成二十九年度に基金で公務災害又は通勤災害を認定した件数は二九、三五七件で、前年度に比べ一、一九五件(四・二%)増加しています。徳島県支部においては、一九一件となっており、前年度と比較すると、公務災害は一五件の増、通勤災害は一二件の減、合計で三件の増となっています。

課題

徳島県支部の公務災害発生状況をみると、実績からはやや増加の傾向が読み取れます。(資料③) 職員の焦りやミスに伴う災害が、思いがけず重い結果となって、手術や長期の療養に至ることもあります。また、近年、精神疾患による請求が増加しています。(資料⑦) 精神疾患の認定については、本部協議事案となり、認定結果が判明するまでに一年以上を要します。職場でのストレスチェックやメンタルヘルス研修を活用し、職員本人によるセルフケアや職場での予防への取組が行われるようになってきました。また、事故や心の病気を未然に防ぐといった能動的な推進が今後の課題となります。メンタルヘルス不調の予防に係る対策を講じ、そもそもメンタルヘルス不調を発症する職員を

資料⑦



出さないこと、次に、メンタルヘルス不調を発症した職員に対しては休業による療養等をとおして、その症状の回復を図ることが重要です。また、後

者の場合には、周囲の職員への負担増大という影響を及ぼすことにも留意しなければなりません。地方公共団体においては、公共の福祉の増進という役割を全うする義務があることを第一義に考え、各対策を実施し、公務能率の維持・確保に努めていかなければならないと考えます。

出典

資料①②：地方公務災害補償基金ホームページ  
資料③④⑤⑥：地方公務災害補償基金発行「災害補償七月夏号第五七七号」から抜粋  
資料⑦：厚生労働省ホームページ



# 地方公共団体金融機構資金の WEB入力による書面申請について

市町村課主事（企画財政担当） 松田 憲 資

## はじめに

地方公共団体金融機構資金（以下「機構資金」という。）は、地方公共団体金融機構が地方公共団体のニーズを踏まえ、住民生活に密接した事業に対して、長期かつ低金利な資金として貸付されている。

ここでは機構資金のおおまかな概要及び今年度導入され、市町村からいくつか問合せのあった、借入申込手続きにおける書面申請のWEB入力について紹介する。

## 地方公共団体金融機構について

地方公共団体金融機構は地方債資金の共同調達機関として、全国の都道府県・市区町村等の出資により平成二十年八月一日に設立され、同年の十月一日に業務が開始された。

当初の名称は「地方公営企業等金融機構」であったが、その後、平成二十一年六月一日に改組され現名称となった。また、地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象に臨時財政対策債等の一般会計債も加えられた。

## 貸付対象事業

機構資金の貸付先は地方公共団体のみを対象としている。

貸付対象事業は、地方公営企業等金融機構の

業務開始時は、水道事業や交通事業などの、社会資本整備を中心とした十八事業となっていたが、地方公共団体金融機構への改組により、これまで、主として公営企業債であった貸付対象事業が、一般会計債に広く拡充されている。なお、平成三十一年三月二十二日現在の貸付対象事業は次のとおりとなっている。

### 一般会計債

公共事業等  
公営住宅事業  
教育・福祉施設等整備事業

（学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業）

### 一般単独事業

（一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設最適化事業）

### 過疎対策事業

### 臨時財政対策債

### 公営企業債

水道事業	交通事業
病院事業	下水道事業
工業用水道事業	電気事業
ガス事業	港湾整備事業
介護サービス事業	市場事業
と畜場事業	観光施設事業
駐車場事業	産業廃棄物処理事業

※地方公共団体金融機構は、(株)日本政策金融公庫から委託を受けて公有林整備事業及び草場開発事業に対しても受託貸付を行っているが、ここでは割愛する。

## 貸付の種類について

地方公共団体金融機構の貸付業務は、地方公共団体に対して、長期・安定・低利の貸付けを「一般貸付」として実施している。一般貸付は貸付期間等によりさらに次のとおり区別される。

- ① 長期貸付：起債同意（許可）を得た事業に、機構資金を長期債として融資するもの。
- ② 同意・許可前貸付：起債同意等予定額が決定された事業に対して、機構資金を「長期貸付」が行われるまでの間のつなぎ資金として融資するもの。
- ③ 短期貸付：各会計ごとの歳計現金の一時の不足を補うための資金として融資するもの。

## 償還期限等

機構資金の償還期限は、貸付対象事業ごとに上限が定められている。

借入れに当たっては、事業の内容、施設の耐用年数等を考慮した上で償還期限を定める必要がある。

なお、貸付方法は原則として「証書貸付」となる。

## 貸付金利

基準利率と機構特別利率が設定されており、機構特別利率は公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により、基準利率からの引き下げが行われている。

なお、貸付利率は地方公共団体金融機構のホームページ (<http://www.fim.go.jp>) にて毎月公表されている。

## 融資を受けられる期間

先述した貸付の種類により融資を受けられる期間が異なるが、ここでは「長期貸付」に係る期間について触れたい。

- ① 起債同意（許可）を得た年度に執行する事業：

- ・ 地方公営企業法適用事業については、同意（許可）を受けた年度末（三月末）まで。
- ※決算に当たって未払金処理したものを除く。

- ・ 一般会計債・臨時財政対策債及び地方公営企業法非適用事業については、起債同意（許

可）を受けた年度の翌年度の五月末（出納整理期間終了）まで。

- ② 事業の繰越があり、その繰越事業に充当するための借入れ：

- ・ 地方公営企業法適用事業については、繰越事業を行った年度末まで。

- ・ 一般会計債・臨時財政対策債及び地方公営企業法非適用事業については、繰越事業を行った年度の出納整理期間終了まで。

地方公共団体金融機構より提示されている期間を過ぎてしまうと、融資を受けられなくなってしまうため、事業の内容や貸付の種類等には十分注意されたい。

## 借入申込みの流れについて

- ① 機構資金の同意（許可）の時期に合わせて、地方公共団体金融機構から借入予定団体へ、借入予定額等の照会があるため、借入予定団体は、地方公共団体金融機構の電子申請・通知システムへアクセスし、借入予定日及び借入予定額等の登録を行う。

- ② その後、借入予定団体が書面申請（後述）を行う場合は、借入申込書を印刷し、公印を押印の上、地方公共団体金融機構へ郵送する。

- ③ 地方公共団体金融機構において融資審査を行う。

④ 借入予定団体が電子申請を行う場合は、融資審査後、地方公共団体金融機構から電子署名の依頼があるため、電子署名を付した必要なデータを地方公共団体金融機構へ送る。

⑤ 地方公共団体金融機構から、借入予定団体へ「長期貸付決定通知書」が送付される。

⑥ 借入予定団体は、地方公共団体金融機構へ、借用証書を提出する。

(借用証書は、長期貸付決定通知書に添付されている。)

⑦ 地方公共団体金融機構は、長期貸付決定通知書に記載された金額を借入団体が指定した口座に入金する。

なお、機構資金の貸付日詳細は地方公共団体金融機構ホームページや、機構発行の「融資の手引」にて確認されたい。

**機構資金の借入申込申請の方法**

ここからが本題となるが、機構資金の借入申込みに係る申請方法は次の三通りである。

① 電子申請（電子署名）

借入申込みは、地方公共団体金融機構の電子申請・通知システムにアクセスし、電子署名を行う方法。職責証明書が格納されたICカードが必要になる。

② 書面申請（WEB入力）

平成三十年度から導入された方法。詳細は

後述する。

③ 書面申請

借入申込書をEXCEL様式にて作成し、公印を押印の上、郵送する方法。

**書面申請のWEB入力に関する導入について**

地方公共団体金融機構では、借入申込書類作成の効率化・審査事務の効率化を図るため、従来の電子申請方式に加え、借入申込手続きに係る書面申請のWEB入力を、平成三十年九月に導入した。

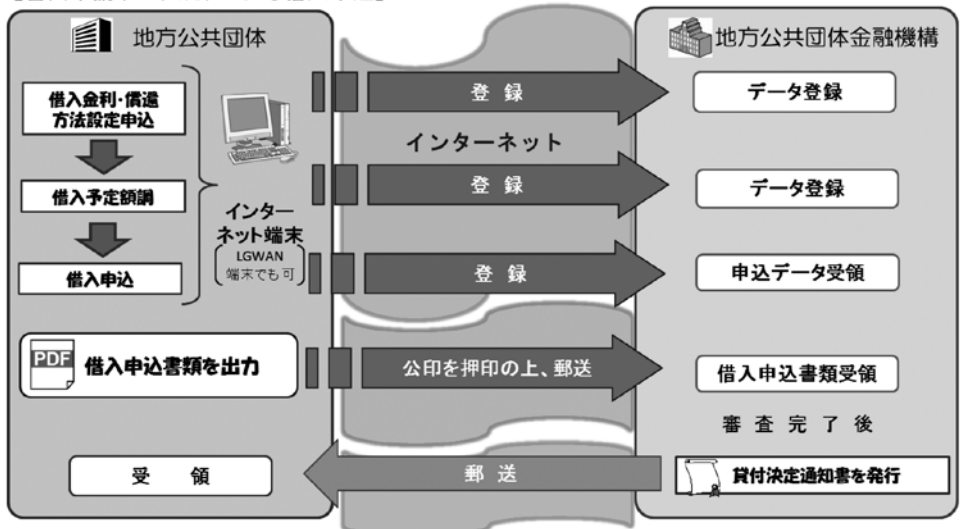
書面申請のWEB入力とは、地方公共団体金融機構の電子申請・通知システムを利用して、借入日や借入金額等を入力後、印刷した借入申込書に公印を押印の上、他の必要書類とともに郵送する方法である。

この方法は、電子署名を利用しないため、借入申込書類の郵送は必要になるが、LGWANへの接続環境さえあれば、ICカードは不要である。

地方公共団体金融機構が入力する機構資金の同意等予定額、借入団体が入力する長期貸付借入金利・償還方法の設定、借入予定額調の登録データが、システムで統合される。

さらに、借入団体が作成する長期貸付借入申込書、長期貸付借入申込調書の作成画面に反映されるようになり、書類の差し替えによる負担が軽減されることが期待される。

【書面申請（WEB入力）による借入申込】



なお、この方式の導入により、WEB入力を利用せずに書面申請ができるのは、次の場合に限定される。

① 同意（許可）前貸付、短期貸付、借換債の借入申込み

② 災害等でインターネットへの接続環境が利用できない場合の長期貸付の借入申込み



現在、地方公共団体金融機構の電子申請・通知システムを利用していない団体は、電子申請・通知システムへの切り替えが必要になる。

申請方法		貸付の種類			
		長期貸付	同意（許可）前貸付	短期貸付	借換債
電子申請・通知システムを利用	電子申請（電子署名）	○	×	×	×
	書面申請（WEB入力）	○	×	×	×
書面申請（EXCEL入力）		災害等の場合に限定します	○	○	○

### WEB入力への移行による留意点

電子申請及びWEB入力による書面申請には、地方公共団体金融機構が用意している電子申請・通知システムを利用する必要があることから、ログインID及びパスワードの設定が必要となる。

設定に必要な初期ログインID及び初期パスワードは、平成三十年八月下旬に地方公共団体金融機構から、各地方公共団体の財政担当課に配布されている。

なお、この初期ID及び初期パスワードには有効期限があるため、万が一設定ができなかった場合は地方公共団体金融機構により再度発行することとなる。

また、システムへのログインに五回連続で失敗した場合はロックされ、地方公共団体金融機構への連絡が必要となってしまいます。

WEB入力の導入初年度である今年度は、「IDがわからない。」「アクセスができなくなつた。」などの問合せは県市町村課では受けていないが、今後、機構資金の借入を予定されている団体においては、システムへのログインについて十分注意されたい。

### 終わりに

行政業務が複雑・煩雑・多様化されている昨

今、システムなどのツールを用いた、事務の効率化が求められているところである。

今回紹介をしたWEB入力システムは、資金の借入団体及び地方公共団体金融機構双方の事務効率化のために導入されたものであるが、申請方法の移行への認識不足や、IDの期限切れなどにより、かえって事務負担が増える可能性もある。

各団体におかれては、システムを意図されたとおりに生かし、事務の負担を軽減するためにも、今後も地方公共団体金融機構からの周知には十分注意されたい。

# 地方交付税制度について ～近年の主な算定方法の見直し等を中心に～

市町村課主事（企画財政担当） 織田 祐輔

## はじめに・地方交付税の概要

地方交付税は所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされており、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

本来地方の税収入とすべきであるが、団体の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分することとされており、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）という性格を持っている。

地方交付税の総額は、所得税・法人税の三三・一％（平成二十七年から）、酒税の五〇％（平成二十七年から）、消費税の二二・三％（平成二十六年から）、地方法人税の全額（平成二十六年から）の合算額である（地方交付税法第六条）。

また地方交付税の種類は、財源不足団体に対し交付する普通交付税（交付税総額の九四％）及び、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付する特別交付税（交付税総額の六％）となっている（地方交付税法第六条の二）。

地方交付税は県内の市町村にとって、必要不可欠なもので、例年算定方法が見直されている。そこで、本稿では近年の主な算定方法の見直し等についてまとめてみた。

## 普通交付税の額の算定方法

普通交付税の額の算定方法は次のとおりである。「基準財政需要額」、「基準財政収入額」等について以降に解説を加えている。

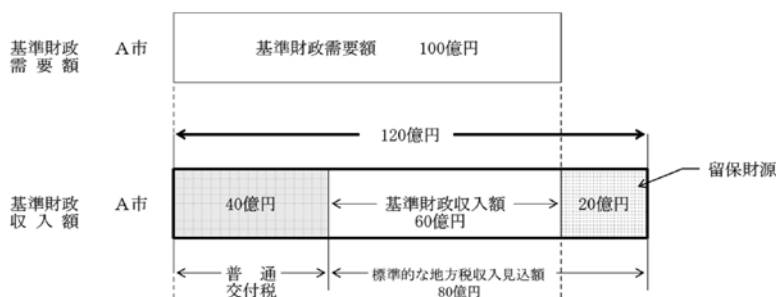
■各団体の普通交付税額  
 （基準財政需要額－基準財政収入額）÷財源不足額（交付基準額）

・基準財政需要額Ⅱ 単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）  
 ・基準財政収入額Ⅱ 標準的税収入見込み額×基準税率（七五％）

【資料1】

【資料1】

普通交付税の仕組み



## 基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第一条の規定により算定した額である（地方交付税法第二条第三号）。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

・「基準財政需要額」Ⅱ「各行政項目」ことの基準財政需要額(単位費用×測定単位の数値×補正係数)の合算額

## 基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第一四条の規定により算定した額である（地方交付税法第二条第四号）。

具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。  
標準的な地方税収入×七五/一〇〇＋地方譲与税等

## 近年の主な算定方法の見直し等

(1) 包括算定経費（新型交付税）の導入  
算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税を平成一九年度から導入された。

地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計した。詳細は次のとおりである。

①「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の一割程度）の算定について導入

②人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映

③算定項目の統合により「個別算定経費（従来型）」の項目数を三割削減  
※平成十八年・九五（都道府県四二、市町村五三）↓平成十九年・六八（都道府県三二、市町村三二）

④離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

(2) 市町村の姿の変化に対応した交付税算定  
平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されなかった財政需要を交付税算定に反映した。（平成二十六年から五年間で見直し）

平成三十年度は新たに、その他教育費における図書館及び社会体育施設に要する経費について人口密度に応じた補正の適用、保健衛生費における保健福祉に係る住民サービスのための経費を算定する経常態容補正について本庁からの距離に応じて割増並びに商工行政費、地域振興費及び包括算定経費において単位費用の見直しを行うこととし、平成三十年以降三年度にかけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。

### 【資料2】

#### 合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直しについて

##### 基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。（平成26年度から5年間で見直し）

##### 具体的な見直し内容は下記のとおり

見直し年度	費目	見直し内容	影響額
H26	地域振興費	・ 支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・ 標準団体の出張所数等を見直し ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・ 人口密度による補正を充実	1,100億円程度
	清掃費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を新設	
H28	地域振興費	・ 離島、風島の増高経費を反映(消防、清掃分)	1,200億円程度
	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算	
	その他の教育費 徴収費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実	
H29	地域振興費	・ 離島、風島の増高経費を反映(保健福祉等分)	500億円程度
	その他の教育費	・ 支所に要する経費を増額 ・ 人口密度による補正を新設	
	都市計画費 その他の土木費 農業行政費	・ 標準団体の経費を見直し	
新 H30	その他の教育費 (220億円程度)	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実 ※図書館及び社会体育施設	500億円程度
	保健衛生費 (60億円程度)	・ 旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を増額	
	商工行政費 (30億円程度) 地域振興費 (40億円程度) 包括算定経費 (150億円程度)	・ 標準団体の経費を見直し	
合 計			6,700億円程度

▶ 上記について、見直し年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。  
▶ 影響額は合併団体に対する影響額であり、各年度の算定によって若干の変動がある。

### 【資料2】

距離に応じて割増並びに商工行政費、地域振興費及び包括算定経費において単位費用の見直しを行うこととし、平成三十年以降三年度にかけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。



(3) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に伴う算定

地方財政計画に計上した「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応し、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において算定することとしている。

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

i 「地域の元気創造事業費」における算定

「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映するものである。

また、平成二十九年度から三年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ一、〇〇〇億円シフトしていく。(平成三十年度は平成二十九年度に引き続き、三三〇億円シフト)

ii 「人口減少等特別対策事業費」における算定

「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映している。

平成二十九年度から三年間かけて、段階的に「取組の必要性」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ一、〇〇〇億円シフトしていく。(平成三十年度は平成二十九年度に引き続き、三三〇億円シフト)

(4) トップランナー方式の導入

トップランナー方式(歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組)について、平成三十年度においては、平成二十八年度又は平成二十九年度から導入した十八業務について、段階的な反映における三年目又は二年目の見直しを実施することとしているとともに、本庁舎清掃等の九業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し(上位三分の一の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定)については、段階的な反映における三年目の見直しを実施することとしている。

【資料3】

(5) 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止

地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止に対応し、「地域経済・雇用対策費」による算定及び既存費目の単位費用への参入による算定を廃止することとしている。

(6) 障害児保育に要する経費の算定

保育所における障害児の受入れ及び、これに伴う保育士の配置の実態を踏まえ、障害児保育に要する経費については、四〇〇億円程度を増額して八〇〇億円程度を算定することとし、社会福祉費及び包括算定経費における算定(社会

【資料3-1】

トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度の取組

- 多くの団体に業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。
 

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇公用車運転	◇学校給食(運搬)	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇一般ごみ収集	◇体育館管理	◇公園管理	
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食(調理)	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化	

平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。
 

◇青少年教育施設管理	◇公立大学運営
------------	---------

平成30年度の取組

- 平成30年度に新たに導入する業務はなく、平成29年度までに導入した18業務について、段階的な反映における2年目または3年目の見直しを実施。
- 窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の平成31年度の導入を視野に入れて検討。

【資料 3-2】

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について①

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容			見直し区分の見直し (給与費→委託料等)	見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し							
		見直し前年度 (H28導入分・平成27年度) (H29導入分・平成28年度)	平成30年度	見直し最終年度					
H28導入分	◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	354,753(千円)	332,208(千円)	○	5	民間委託等	
		特別支援学校費	57,312(千円)	53,232(千円)	50,510(千円)	○	5		
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,550,647(千円)	3,550,647(千円)		3		
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	334,448(千円)	334,448(千円)	○	3		
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	据え置き	○	-		指定管理者制度導入、民間委託等
	◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
H29導入分	◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円)の減	8,270(千円)の減	○	1	庶務業務の集約化	
	◇青少年教育施設管理	その他の教育費	162,599(千円)	148,179(千円)	140,969(千円)	○	3	指定管理者制度導入	
	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部 1,694(千円/人)	1,600(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
	保健系学部	1,938(千円/人)	1,830(千円/人)	1,668(千円/人)					

福祉費において保育所在籍児童数を用いた密度補正を適用)から、社会福祉費における算定(受入障害児数を用いた密度補正を適用)に変更することとしている。

付税。

県内の市町村にとっては必要不可欠な地方交付税。

おわりに

【資料 3-3】

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について②

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容			見直し区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し	見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
		経費水準の見直し						
		見直し前年度 (H28導入分・平成27年度) (H29導入分・平成28年度)	平成30年度	見直し最終年度				
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	3,239(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○	5	民間委託等	
	中学校費	3,707(千円/1校)	3,239(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○			
	高等学校費	7,353(千円/1校)	6,633(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○			
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)	139,129(千円)		3		
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	44,359(千円)	○	3		
◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	29,441(千円)	○	3	指定管理者制度導入、民間委託等	
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	6,840(千円)の減	11,398(千円)の減	○	5	庶務業務の集約化	
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	13,265(千円)	○	3	情報システムのクラウド化	
	徴税費	32,030(千円)	24,160(千円)	24,160(千円)				
	包括算定経費	36,204(千円)	27,309(千円)	27,309(千円)				
◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部 1,694(千円/人)	1,600(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
		保健系学部	1,938(千円/人)	1,830(千円/人)				1,668(千円/人)

めてきたが、例年制度が変わっていったため、その動向を注視することが必要である。

また、財政面においては、人口減少等の要因による歳入の低下に苦しんでいる自治体が出てきている。更に、公共施設の老朽化による更新や耐震化・南海トラフ巨大地震対策が必要になっている自治体もあり、厳しい財政運営を強いられているところである。それにより、想定以上の財政調整基金等の基金の取り崩しをしている現状がある。

このような厳しい現状であるが、できるだけ歳出の削減を図るとともに、ふるさと納税額の増加や地方税の徴収率向上など、歳入の増加を図っていくことで、地方交付税等に依存しない財政運営を行っていくことが必要であると考える。

参考資料…平成三十年度地方交付税のあらまし、総務省ホームページ  
資料出典…総務省ホームページ

# マイキープラットフォームと地域活性化

地域振興課主事（情報企画担当） 小 山 大 介

## 第1 はじめに

近年、モノのインターネット化（Internet of Things、「IoT」と呼称）やビッグデータ、人工知能（Artificial Intelligence、「AI」と呼称）、ロボットなどの分野において著しい技術革新が見られ、我々をとりまく社会の在り方を大きく変えつつある。

この点に着目した日本政府は、第五期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の概念である「Society 5.0」を提唱した。

「Society 5.0」では、これまでの社会におけるさまざまな制約・課題・限界が技術革新によって克服され、一人一人が快適に暮らせる社会が実現される。（図1）

「Society 5.0」という超スマート社会を実現するに当たって、社会基盤のデジタル化の潮流はより強いものとなるだろう。

全国民が社会インフラとして所持することができるマイナンバーカードもまた、デジタル社会においてより広い範囲で活用されることが期待されている。

そうした施策の一つとして「マイキープラットフォーム」がある。

地域社会の利便性を高め、地域経済の活性化につながる仕組みとして、「マイキープラットフォーム」構想の推進は強く進められており、徳島県を含む一部自治体では既に実証事業が開始されている。

図 1



画像出典：内閣府ホームページ

## 第2 マイキープラットフォームの概要について

### 1 マイキーIDについて

マイキープラットフォームは、マイナンバーカードの取得を前提としたサービスであり、マ

本稿は、今後全国的に波及していくであろうマイキープラットフォームの概要について触れることで同制度を周知し、現状の課題と今後の展望について考えるものである。



イナンバーそれ自体は使用されず、カード自体が有する機能を活用するものである。

マイキープラットフォームの使用を希望する者は、まず「マイキーID」を作成・登録する。これは、マイナンバーカード裏面のICチップに搭載された利用者証明用電子証明書を活用するものである。(図2)

このマイキーIDと各種サービスを紐付けることによって、さまざまなサービスをマイナンバーカード一枚で呼び出すための共通情報基盤が「マイキープラットフォーム」と呼ばれるものである。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」によって利用・収集・保管・提供に厳しい制限があるマイナンバーとは違い、マイキー部分は民間も含めて幅広い利用が可能であるという点が、マイキープラットフォーム構想の土台となっている。

図2

### マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

**マイナンバーカードの裏面**

ICチップ内のAP構成

電子証明書

(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集・保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に  
例:金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R22222  
発行年月日 〇〇年〇月〇日  
有効期限 〇〇年〇月〇日  
発行者 (機構)  
利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能  
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

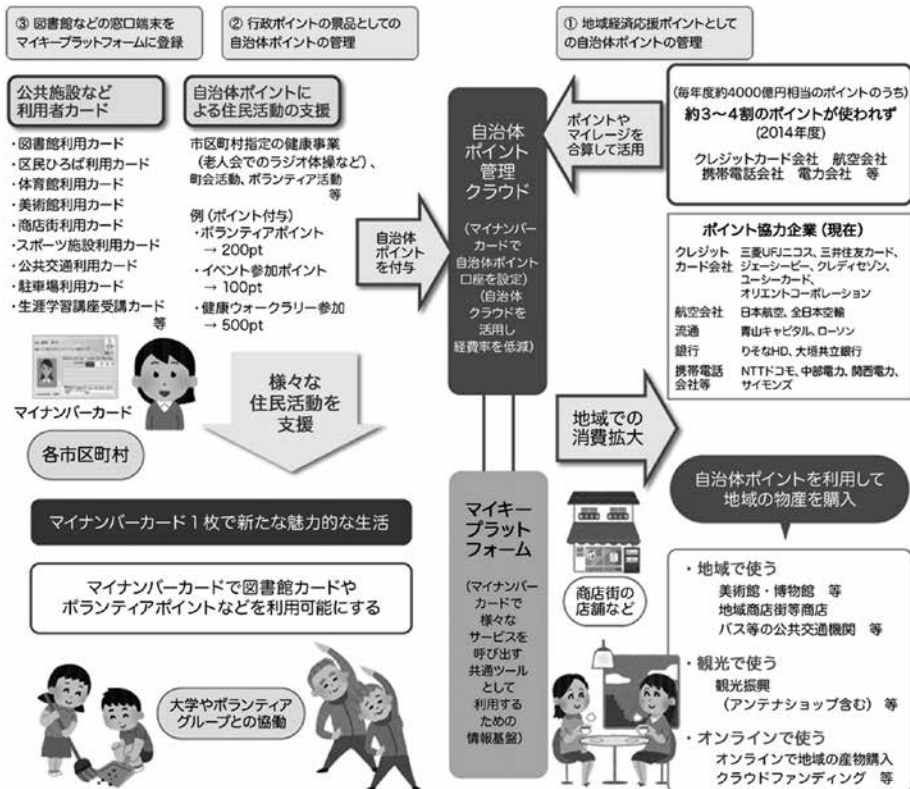
マイキー部分

画像出典：総務省ホームページ

- 2 マイキープラットフォームの特徴
- マイキープラットフォームを活用することで、
- 3 具体的には次のようなことが可能となる。(図)

ア 公共施設等利用者カードのワンカード化  
図書館や美術館などの多岐に渡る利用者カードの情報とマイキーIDを連携させることにより、マイナンバーカードを「対応する施設の利用者カード」として使えるようになるもの。  
利用者はマイナンバーカード一枚で各種施設を利用できるようになり、施設側も利用者カード発行のコストを削減できるといったメリットがある。  
徳島県では、平成三十年七月より、マイナンバーカードを県立図書館の貸出カードとして利用できるサービスの実証事業を行っているところであり、これは県内の自治体としては初の試みである。  
イ 自治体活動によって付与される「自治体ポイント」の利用  
各利用者のマイキーIDを格納するマイキープラットフォームと、「自治体ポイント管理クラウド」を連携させることによって、地域経済の活性化につながる施策のうちの一つ。  
自治体が行う健康事業やボランティア事業などに参加することにより、「自治体ポイント」が付与され、これによって地域物産の購入などができるようになる、というものである。  
地域経済の活性化のみならず、住民が自治体活動に積極的に参加する動機付けとする狙いがある。

図 3



画像出典：自治体ポイントナビホームページ

ウ 「地域経済応援ポイントとしての「自治体ポイント」の利用」  
 クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなどを「地域経済応援ポイント」として自治体ポイントに交換し、地域物産の購入等で利用できるようにするもの。  
 使われないまま眠っているポイントを地域経済の活性化につなげることが目的である。

たところである。

### 第3 マイキープラットフォームの課題と今後について

#### 1 課題について

ここまで、マイキープラットフォームの概要について述べてきた。  
 マイキープラットフォームの活用が、地域社

徳島県においては、平成三十年三月より、「徳島県ポイント」を使ってオンライン上で県産品の購入ができる「あるでよ徳島@めいぶつチョイス店」を開設し、次いで同年七月より「阿波おどり会館」一階の「あるでよ徳島」、「徳島阿波おどり空港」三階の「スカイショップしらすぎ」の二店舗について、新たに徳島県ポイントを使えるようにする実証事業を行った。

また、同年七月から十二月にかけての日曜日(トモニSunSunマーケット及びとくしまマルシェ)においても、マイキーID作成支援及び徳島県ポイント利用の実証事業を行い、積極的にアピールし

会の活性化につながることは明確に示されている。

ただし、現状においては、マイキープラットフォームの利用者は非常に限定的となっている。マイキープラットフォームの活用に必要なマイキーIDの登録者数を見ても、平成三十一年三月十一日の時点で一三、八二五人に留まっており、同日時点のマイナンバーカード発行枚数(一六、三七七、七八二枚)の約〇・〇八パーセントという数値である。マイナンバーカード所持者の大半は、マイキープラットフォームを活用するに至っていない、ということの証左である。

これに関する課題は、おおむね次の二点に集約されるだろう。

ア マイキープラットフォームに関する周知が未だ行き届いていない  
 この点については、マイキープラットフォームが運用開始(平成二十九年九月)からさほど時間が経過していないこと、平成三十一年三月現在では一部の自治体で実証事業を行うに留まっていることに大半の原因があると思われる。今後において、実績を重ねつつ、多くの国民に関係する事項として全国的にクローズアップされる機会があれば、おのずと解消されていく課題といえよう。

イ 仕組みが複雑・活用するまでの敷居が高い

こちらの課題については、極めて深刻なものとして捉えなければならぬ。

活用の最初のステップであるマイキーIDの作成においては、マイナンバーカード以外に、インターネット環境が整ったパソコンとICカードリーダーが必要となる。この時点で手続の煩雑さを嫌う人も多数出てくるだろう。そうした人に対して、マイキープラットフォームの価値を示すことができるか。

あるいは、マイキーIDの作成を希望しつつも、そのために必要なものを満足に使えない・用意できないといった人に対して、どのようにフォローしていくか。

自治体においてマイキーID作成支援を行うのは当然としても、それに伴い発生する人的・経済的なコストをどのように低減していくか。マイキープラットフォームを使えるようになったとして、利用者が満足できるような自治体ポイントの使い道を提供できているか。システム面に不備や不具合が発生した場合、それらに適切に対処できるだけの体制が整っているか。考慮しなければならぬことは無数にあるが、これらと率直に向き合い、国と自治体がどのように負担していくかを常に検討していくことが求められる。

## 2 今後について

マイキープラットフォームの推進に関しては、

これが広く求められるような動機付けが必要となるのは論を待たない。

この点に関する大きなトピックとしては、「マイナンバーカードを活用して発行される自治体ポイントに対し、国の負担でプレミアムを付与する」という総務省の施策が挙げられる。平成三十一年三月には各地でブロック説明会が開催され、具体化への流れが示されつつある。

「自治体プレミアムポイント」は二〇二〇年度より開始予定であり、その前年度は環境整備のための期間と位置づけられている。

地方公共団体が行う標準的な事務として国が想定しているのは、以下のとおり。

(都道府県が行う事務)

- ・二〇二〇年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施すること等の広報
- ・県有施設での自治体ポイント利用、広域的な旅行券（ふるさと旅行券）の開発

※個別店舗でのポイント利用は原則として市町村が実施することを想定

(市区町村が行う事務)

- ・二〇二〇年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施すること等の広報
- ・マイキーID設定支援コーナーの設置に関すること等の広報

・チラシ・パンフレット等作成

・マイキーID設定支援

- ・(設定支援員としての非常勤職員)の配置・設定に必要なパソコン端末のリースなど
- ・自治体ポイントを利用できる店舗の募集
- ・(店舗向け説明会や店舗で利用する端末の登録申請、QRコード発行事務など)

これは、一年余りという期間中に、先に述べたマイキープラットフォームの課題と向き合わなければならない、ということを意味する。

各自治体におかれては、負担が大きい事務の増加が予想されるが、それらをクリアすることができれば、マイキープラットフォームの有効活用に向けた大きな一歩となるであろう。

## 第4 おわりに

マイナンバーカードもマイキープラットフォームも未だ過渡期にあるものであり、それをどのように活用するかについては、自治体に所属する我々が常に考えていかなければならない。今後も国の動向を注視しつつ、利用できる制度は利用するなどして、自己の自治体の発展に資する器として活用できるように、努力していきたい。



# 中山間地域における買物支援の現状調査について

西部総合県民局地域創生部主事（にし阿波振興担当） 西 内 義 親

## 1 はじめに

過疎・高齢化、人口減少が進行する「にし阿波（徳島県西部圏域・美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）」において、集落再生・地域経済の活性化に向けた調査研究に取り組んだ。

## 2 研究の背景及び目的

にし阿波においては現在、地域経済の減退・雇用の流出といった多くの問題を抱えている。今回、徳島県が推進するエシカル消費について、にし阿波における認知度及び消費活動の現状を調査することで、にし阿波の地域経済の現状を把握し、消費活動の減退を招かないための施策立案につなげることを目的に、二市二町と連携し調査研究を行うこととした。

## 3 調査研究の実施方法

(1) エシカル消費に関するアンケート調査の実施

二市二町併せて八〇〇世帯【表1】へ、アンケート調査を実施する。

アンケート内容については、エシカル消費に関する認知度や意識調査、消費活動に対する取り組み内容等とする。【別紙1】

(2) いきいきサロン等での、エシカル消費啓発活動の実施

二市二町におけるいきいきサロン（※）等の地域の集会に参加し、エシカル消費啓発活動

実施する。

※いきいきサロンとは、地域の仲間づくりを目的に、高齢者、障害者、子育て中の親子などと地域住民が自発的に開催し、協働で企画・運営し、誰でも気軽に参加できる活動。

(3) 公共交通講座の実施及び、公共交通利用促進パンフレットの作成

今回は、東みよし町のいきいきサロンにおいて、公共交通講座を実施する。

また、その際に使用する公共交通利用促進パンフレットを作成する。作成方法としては、東みよし町の町営バス担当職員、並びにバス運転手からの聞き取りを基に、バスを利用する際の注意点や写真などを使用し作成する。

## 4 研究結果

【表1】アンケート調査世帯数

市村	町名	アンケート調査世帯数
美馬市		280世帯
つるぎ町		100世帯
東みよし町		140世帯
三好市		280世帯
合計		800世帯

(1) アンケート調査結果

○① アンケート回答率  
三二・四%

(八〇〇世帯のうち二五九世帯が回答)

(表面)

**アンケート用紙**

**(注意事項)**  
※回答欄が空欄の場合は、空欄で回答ください。

0 1. あなたの性別、及び年齢(即ち日現在)について該当する欄に○を記入ください。

年齢	20歳未満	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
性別							
男							
女							

0 2-1. あなたはエシカル消費(倫理的消費)という言葉を知っていましたか。(1か所の回答)

内容も含めて知っている  
 聞いたことはあるが、内容は知らない  
 聞いたことはない

0 2-2. (0 2-1)で「内容も含めて知っている」または「聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた方にのみ回答してください。  
エシカル消費を知ったきっかけは何ですか。(複数回答可)

新聞  テレビ  ラジオ  雑誌  書籍  SNS  
 行政のウェブサイトや広報誌  インターネットサイト  イベント、講演会等  
 店舗の商品、広告、パンフレット  家族や知人、友人を通じて  
 その他( )

0 3. あなたはエシカル消費に興味がありますか。(1か所の回答)

とても興味がある  
 やや興味がある  
 あまり興味がない  
 まったく興味がない

1 ページ

(裏面)

0 4. あなたが商品やサービスを購入する際に重視する点はどれですか。  
最も頻度の多いものから数字(1～6)を記入してください。  
※1に該当するものがない場合は、該当についても、記入がなくても構いません。

安心・安全	( )
価格	( )
品質	( )
デザイン	( )
ブランド	( )
社会や環境、地域への考慮	( )

0 5-1. 日頃のお買い物(食料品、日用品)について、どこで購入していますか。  
最も頻度の多いものから数字(1～6)を記入してください。(1か所の回答)

徳島県西部圏域の商店(美馬市、つるぎ町、あまみ町、三好市)  
 徳島県西部圏域以外の商店  
 オンラインショッピング等の通販  
 生協などの食料宅配サービス  
 その他( )

0 5-2. (0 5-1)で「徳島県西部圏域の商店」以外を、お答えいただいた方にのみ回答します。  
得意店や定常購入先で購入する理由をお答えください。(複数回答可)

価格が安い  品数が多い  品質が良い  
 営業時間が長い  交通の便が良い  接客サービスが良い  
 その他( )

0 6-1. エシカル消費をはじめとする、消費活動(※1)についてどの程度実践していますか。  
※1 消費活動(※1) (0 6-2)の選択項目参照

よく実践している  
 ときどき実践している  
 あまり実践していない  
 まったく実践していない

0 6-2. (0 6-1)で「よく実践している」、「ときどき実践している」と答えた方にのみ回答します。  
具体的なことについてお答えください。(複数回答可)

レジ袋を断る(マイバッグの利用)  
 地元産品(地元の商品)を購入(地元産品を消費するなど)  
 環境に配慮した商品の購入(エコラベル商品、省エネ商品、エコカー等)  
 被災地へのお金の寄付や物資提供  
 障害者の支援につながる商品やサービスの購入  
 地元商店での買い物  
 伝統工芸品の購入  
 太陽光、風力発電などの再生可能エネルギーの利用  
 その他( )

0 7-1. エシカルな商品、サービスの購入を検討したいと思いませんか。(1か所の回答)

とても購入したい  購入を検討したい  
 あまり購入したくない  購入したくない

0 7-2. (0 7-1)で「あまり購入したくない」、「購入を検討したい」と答えた方にのみ回答します。  
エシカルな商品、サービスの購入を検討しないと思う理由は何ですか。(複数回答可)

社会や環境問題の解決につながらない  
 子どもたちの未来に役立たない  
 地域の活性化につながらない  
 日常生活で資源やエネルギーをムダにしている実感がある  
 似ている商品を購入するから、社会貢献につながらない  
 その他( )

0 7-3. (0 7-1)で「あまり購入したくない」、「購入したくない」と答えた方にのみ回答します。  
エシカルな商品、サービスの購入を検討したくないと思う理由は何ですか。(複数回答可)

本当に社会貢献、地域活性化等につながらないかわからない  
 価格が高い  
 どれがエシカルな商品かを判断する情報提供が、十分されていない  
 エシカルな商品を取り扱う店舗が近くにない  
 購入したい商品にエシカルなものがない  
 エシカルな商品やサービスに興味がない  
 その他( )

2 ページ

【別紙1】「エシカル消費」に関する意識調査

項目の平均順位

六項目の平均順位を求めた結果、「安心・安全」の項目が平均順位一・六一でトップだった。また、二位は「品質」(平均順位二・三五)、三位は「価格」(平均順位二・六三)の順であった。

⑥ 食料品、日用品等の購入場所

全回答者二五九人のうち、「徳島県西部圏域の商店」で買い物をするという人が、二二八人で大半を占める結果となった。

⑦ 徳島県西部圏域以外での買い物理由

⑥ で、普段買い物をする場所に「徳島県西部圏域以外」を選択した一七人のうち、その理由として最も多かったのが「品数が多し」(七人)であった。また、二位が「価格が安い」(五人)、「品質が良い」(五人)という結果であった。

⑧ エシカル消費の実践度

全回答者二五九人のうち、「よく実践している」(二三人)及び、「ときどき実践している」(一一七人)と答えた回答者の合計が一四〇人となり、全体の過半数を超える結果となった。

⑨ エシカル消費の実践内容

⑨ で「よく実践している」及び、「と

② エシカル消費に対する認知度

全回答者二五九人のうち、「内容も含めて知っている」が二九人、「聞いたことはあるが内容は知らない」が一八一人、「聞いたことはない」が一四九人という回答結果であった。

③ エシカル消費の認知経路

③ で「内容も含めて知っている」及び、「聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた一〇人のうち、エシカル

④ エシカル消費の興味度

全回答者二五九人のうち、「とても興味がある」及び、「やや興味がある」と答えた回答者の合計が一五七人となり、全体の過半数を超える結果となった。

⑤ 商品やサービスを購入する際に重視する

きどき実践している」と答えた一四〇人のうち、最も多く実践していたのが「地産地消」(二一三人)であった。また、二位が「地元商店での買い物」(八〇人)、三位が「レジ袋を断る」(六〇人)という結果であった。

Q⑩ エシカルな商品、サービスの購入意欲  
全回答者二五九人のうち、「とても購入したい」(二七人)及び、「購入を検討したい」(二七四人)と答えた回答者の合計が一九一人となり、全体の七割を超える結果となった。

Q⑪ エシカルな商品、サービスの購入したいと思う理由  
(〇⑩)で「とても購入したい」及び、「購入を検討したい」と答えた一九一人のうち、最も多い購入検討理由が「地域の活性化につなげたい」(二一四人)であった。また、二位が「社会や環境問題の解決につなげたい」(九九人)、三位が「似ている商品を購入するならば、社会貢献につなげたい」(八三人)という結果であった。

Q⑫ エシカルな商品、サービスを購入したくないと思う理由  
(〇⑩)で「あまり購入したくない」及び、「購入したくない」と答えた四七人のうち、最も多い非購入理由が「どれがエシカルな商品かを判断する情報提供が、十分されていない」(二三人)であった。二位は「本当に社会貢献、地域活性等につなげていくかわからない」(二二人)という結果であった。

Q⑬ エシカルな商品、サービスの購入が、ど

の程度割高であっても購入するか

全回答者二五九人のうち、通常の商品、サービスの購入に対して、「同額」(二〇〇人)、「五%まで」(七九人)、「一〇%まで」(五三人)と答えた回答者の合計が二二三人となり、全体の約九割を占める結果となった。

Q⑭ エシカルな商品、サービスの提供が企業イメージの向上につながるか

全回答者二五九人のうち、「そう思う」が一八人、「そう思わない」が三五人、「わからない」が九三人という結果であった。

Q⑮ エシカル消費促進に向けた取り組み内容  
エシカル消費促進のための取り組みとして、最も有効だと思う意見が「生産・流通・販売などの現場からの正確な情報」(一四七人)であった。また、二位が「信頼できる認証マーク」(二二二人)、三位が「印刷物(チラシ・パンフレット・生活情報誌等)による情報提供」(九八人)という結果であった。

Q⑯ エシカル消費の講演会、セミナー等が開催される場合、参加してみたいか

全回答者二五九人のうち、「参加したい」が六〇人、「参加したくない」が三四人、「どちらともいえない」が一五五人という結果であった。

(2) いきいきサロン等でのエシカル消費啓発活動及び、東みよし町における公共交通講座の実施結果

二市二町併せて、四つのいきいきサロン等の集会において実施した。

エシカル消費の啓発活動については、徳島県のエシカル消費担当職員を講師として招き、約十五分程度のエシカル消費講座を実施した。

次に、東みよし町における公共交通講座では、東みよし町の町営バス担当職員、並びに社会福祉協議会の

高齢者移送サービスの担当職員を講師として招き、東みよし町における公共交通機関の利用方法等の講座を実施した。

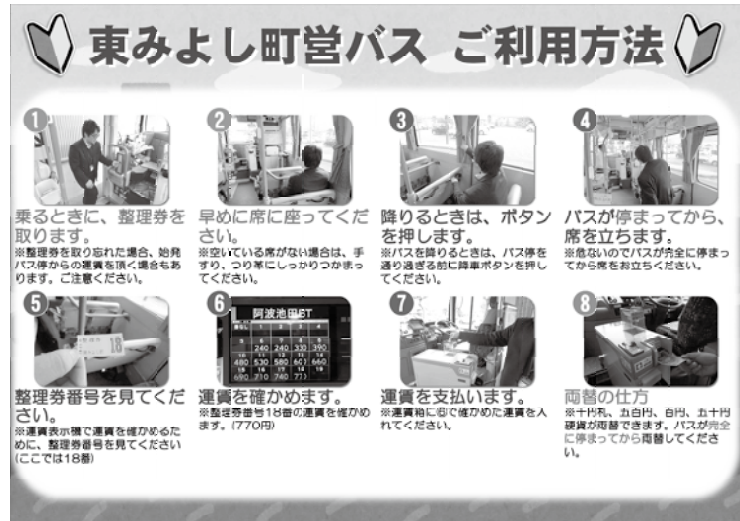
両講座とも、「分かりやすかった」や、「直接話が聞けたのが良かった」等の意見をいただき、好評であった。また、「東みよし町営バスご利用方法のチラシ」【別紙



いきいきサロン等での活動風景



②を作成し、町営バス利用方法の周知を目的に、いきいきサロン参加者に配布した。



【別紙2】東みよし町営バス ご利用方法

## 5 考察

(1) エシカル消費に関する調査研究を行った課題及び、課題解決に向けた取り組みについて

①若年層に向けたエシカル消費の普及・促進活動について

・SNSを用いた周知方法や、エシカル消費に関する知識や技術を有する団体等を講師として招き、エシカル消費に関する出前授業を小

学校等で開催するといった取り組みが有効であると考えられる。

②にし阿波の特色を生かしたエシカル消費の普及について

・「食と農の景勝地」や「世界農業遺産」として認定された「にし阿波地域」において育まれた、そば米や、でこまわし(田楽)といった食文化などを、エシカル消費の講座や①の出前授業等で発信することも、にし阿波特有のエシカル消費の地産地消に向けた取り組みとして有効であると考えられる。

③エシカル消費に関するセミナー等を開催する際に、多くの参加者を募る方法について

・社会問題として関心の高い、特殊詐欺の被害防止についての講演会等と併せて開催するといった方法が有効であると考えられる。

(2) 東みよし町における公共交通講座を終えた課題及び、課題解決に向けた取り組みについて

①高齢者移送サービスについて、現在利用できるのが町内の山間地域に限られているので、平坦地域についても利用できないが、

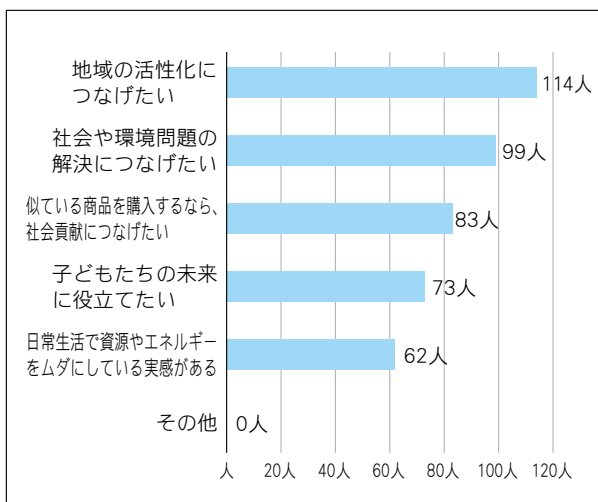
・高齢者移送サービスの平坦部での利用については、現在東みよし町と協議中であるとのこと。ただ、今回の公共交通講座で、「こういうサービスがあることを初めて知った」という人も多くいたので、広報や町のケーブルテレビ等での周知活動をもっと積極的に行っていくことも重要である。

## 6 終わりに

今回の調査研究により、まだまだエシカル消費に対する認知度や理解度が低いことがわかった。しかし、エシカル消費に対する興味や、購入意欲については高い結果を示しており、これからのエシカル消費普及に向けた取り組みが、重要になってくる結果となった。

また、今回のアンケート調査において「なぜ、エシカルな商品やサービスを購入したいのか」という質問に対し、約六割の消費者が「地域の活性化につなげたい」という回答結果であった。

【図1】 これより、エシカル消費を普及、促進させていくことが、地域経済の活性化につながっていくのではないかと期待できる結果となった。



【図1】 エシカルな商品、サービスを購入したいと思う理由

## 4. 市町村の振興に関する情報提供事業

(1) 各種発行冊子

「阿波の自治」、「市町村要覧」、「市町村財政概要」、「市町村税務統計書」を発行し、各関係機関へ配布しました。

(2) ホームページの公開

当協会の事業概要及び予算、決算等最新情報をホームページで公開しました。

(3) 広報宣伝事業の実施

サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじの売上増強を図るため、発売期間に合わせて、公共交通機関へのポスター掲示、ノベルティの製作・配布等、広報宣伝事業を実施しました。

また、平成30年10月24日から宝くじ公式サイトにおいて、宝くじのインターネット販売が開始されたことについての周知も行いました。

こちらで紹介している内容は概要となっておりますので、貸付実績や助成金等の詳細については、ホームページの事業報告書をご覧ください。

ホームページアドレス <https://tokushima-shinkou.ict-tokushima.jp/>

## 令和元年度市町村振興宝くじの発売案内

### サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて **7億円**  
(1等5億円、前後賞各1億円)

### サマージャンボミニ

1等・前後賞合わせて **5千万円**  
(1等3千万円、前後賞各1千万円)

発売期間

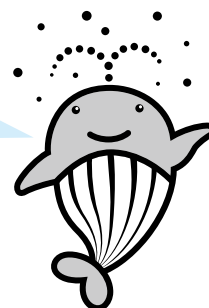
7月2日(火)～8月2日(金)まで

### ハロウィンジャンボ宝くじ ハロウィンジャンボミニ

発売期間

9月24日(火)～10月18日(金)まで

宝くじは、徳島県内の宝くじ売り場でお買い求めくださいますようお願いいたします。



サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金は、徳島県内の販売実績等に応じて交付されます。

当協会は、徳島県内の市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業等市町村を支援する各種事業を行っております。平成30年度に実施した事業の概要を下記でご紹介します。

## 1. 市町村に対する資金貸付事業

市町村が行う災害対策事業や緊急に整備を必要とする施設等整備事業に対し、貸付を実施しました。

- 貸付日：平成30年5月24日
- 貸付団体及び件数：9団体56事業
- 貸付総額：1,695,000千円

## 2. 市町村振興宝くじ交付金交付事業

徳島県から交付されたハロウィンジャンボ宝くじ収益金交付金を市町村に交付しました。交付された収益金は、高齢化・少子化対応をはじめ、芸術・文化の振興、災害対策、地域経済の活性化、環境保全など総務省令で定める事業に活用されています。

- 交付総額：140,988,000円
- 交付基準：均等割50%、人口割50%

## 3. 市町村振興助成事業

市町村に対し、下記の事業に対して助成しました。

### (1) とくしま創生推進事業助成金

市町村が行う地方版総合戦略の実現に資する各種事業及び行財政課題対応並びに災害時の備蓄物資購入経費等に対して助成しました。

- 助成額：70,700,000円

### (2) とくしま創生連携事業助成金

市町村が連携して行う人口減少対策等地方創生に資する事業に対して助成しました。

- 助成額：8,500,000円

### (3) 市町村職員等研修受講助成金

市町村アカデミー、国際文化アカデミー、建設研修センター、下水道事業団において研修を受けた市町村職員等の研修経費等に対して助成しました。

- 助成額：1,874,575円



# こちら編集部

先日テレビ番組で、全国各地の危険な運転「ローカル交通ルール」の特集がされており、徳島県の危険運転も取り上げられていました。

徳島県では「阿波の黄走り」と呼ばれており、黄色信号では止まらずに、むしろスピードを上げて突っ切るという危険なものでした。黄色信号で止まると後続車に追突されるから危険だと話していました。徳島県民の運転マナーの悪さが全国に放送され、非常に恥ずかしく感じました。

日頃自分が運転していると、車はもちろん、危険運転をする自転車もよく見かけ、怖くなるときがあります。自分だけは大丈夫だと思うのでしょうか…。

昔、自動車教習所で学んだことや、免許を取得したばかりの頃の緊張感を忘れてはいけなと改めて思いました。

ローカル交通ルールと呼ばれていますが、それはルールではありません。「阿波の黄走り」をする車がゼロになり、その言葉が無くなる日が来て、交通事故のない社会になることを切に願っています。

M

昨年10月24日から始まった宝くじ公式サイトでの宝くじのインターネット販売。私も早々と登録を済ませ、年末ジャンボ宝くじからネット購入しています。仕事帰りの通勤列車の中でも、週末自宅で家事の合間でも、「あ！」と思い出したときに購入出来るのは、最大のメリットだと思います。でも、おばちゃんの「当たりますように」の音が嬉しくて、時には売り場で購入もしています。宝くじポイントも売り場で使えるようになり、ネット購入と売り場の連携もバッチリですね！あとは1等が当たれば最高なのですが…☆

さて、今年のサマージャンボ宝くじは、7月2日から8月2日まで32日間発売されます。公式サイトでの会員登録方法も左ページに記載していますので、興味をお持ちの方は是非トライしてみてください幸いです。

N

## 阿波の自治より募集のお知らせ

### 写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

### 情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

### 原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

### ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

## 阿波の自治 vol.94

令和元年6月発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会  
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階  
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

# 宝くじ公式サイトで宝くじを 購入できるようになりました!

## お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

宝くじ  
公式サイトは  
コチラから

### STEP1 「宝くじ公式サイト」を検索!メールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、  
宝くじ公式サイトの新規会員登録ページで  
メールアドレスを登録(仮登録)します。



クリック!



### STEP2 会員情報の入力(会員登録)

入力いただいた  
メールアドレス宛に、  
メールが届きます。



メールに記載  
されている  
会員登録用の  
URLをクリック  
します。



画面に従って、  
氏名や生年月日等の  
情報を入力いただくと  
新規会員登録が  
完了します。



登録完了!



宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了です。

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

### STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」  
および当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

クレジットカード情報のご登録にあたり、下記の2点をご確認ください。

- ① 宝くじ公式サイトで利用可能なクレジットカード発行会社か
- ② 本人認証サービス(3Dセキュア)を有効化しているか

クレジットカード発行会社の確認方法、本人認証サービス(3Dセキュア)について

詳しくは [https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard\\_guide/](https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard_guide/) をご確認ください。

本件に関する  
お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※電話番号を十分ご確認くださいの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

当さんの  
チャンス広がる

サマーチャンスミニ  
**5千万円**

1等前後賞合わせて  
5000万円  
1等3000万円  
前後賞各1000万円

祝・「令和」最初の夏!

2つのサマーで運開き!

サマーチャンスボ  
**7億円**

1等前後賞合わせて  
7億円  
1等5億円  
前後賞各1億円

この宝くじの収益金は、  
市町村の明るく  
住みよいまちづくりに  
使われます。

近くに  
宝くじ売場が  
なくてもネットで  
購入できるよ!

令和

宝くじ公式サイト

7月2日(火)

同時発売

各1枚300円

公益財団法人 徳島県市町村振興協会

<https://www.takarakuji-official.jp/>

発売期間 7月2日(火)~8月2日(金) 抽せん日 8月14日(水)

2019年市町村振興宝くじ

